
平成29年第5回大和町議会定例会会議録

平成29年9月7日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	三 浦 伸 博 君	教育総務課長	小 川 晃 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	千 葉 正 義 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子育て支援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君

事務局出席者

議会事務局長	後 藤 良 春	議事庶務係長	野 田 美 沙 子
参事兼次長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開会

議長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

定刻にはまだ早いんですが、皆さんおそろいでございますので本会議を再開します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議長 (馬場久雄君)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番浅野俊彦君及び10番今野善行君を指名します。

日程第 2 「議案第54号 大和町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」

議長 (馬場久雄君)

日程第 2、議案第54号 大和町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 5 5 号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」

議 長 （馬場久雄君）

日程第 3、議案第 55 号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第 55 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第 5 6 号 大和町地域包括支援センターの職員及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議 長 （馬場久雄君）

日程第 4、議案第 56 号 大和町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 「議案第 5 7 号 大和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 （馬場久雄君）

日程第5、議案第57号 大和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。7番渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

説明をいただいたんですが、その中の金額の中で100キログラムまで1,500円、それから100キログラムを超えた場合に150円、これが1,000円から1,500円、500円から150円と変更になったわけですが、この期待効果はどれくらいなのかをお尋ねいたします。金銭的な変更の。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

現在のところ、処理原価というものがあまして、約1トン当たり2万1,000円ほどかかっております。現在のところは、100キロ1,000円ということで大体負担率が47%ぐらいということになっていまして、今回、試算をやり直ししますと値上がり分がありまして、試算割合にして36%ぐらいまで下がる予想になっております。今回の改正によりまして約50%近くということで、50%の水準というところでの料金設定という考え方でございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ほかに質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 「議案第58号 平成29年度大和町一般会計補正予算」

議 長 (馬場久雄君)

日程第6、議案第58号 平成29年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。8番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

事項別明細書の6ページ、2款2目8節の報償費、シンボルタワー跡地に何をつくるかということで宮城大学生に意匠を依頼して、それを審査委員会で決定する審査委員の報酬と聞いております。

その中でご質問ですが、シンボルタワー跡地の利用をどうするかというのは、昨年の町民懇談会のテーマにもなっていたところでございます。そうした中で、もちろん町民の方から意見がなかなか出てこなかったという経緯もあるのかもしれませんが、宮城大学生の意匠と同時にそういった町民の意匠も募集すべきことじゃなかったかというのがまず1点です。

それと、どういった理念のもとで意匠を考えてくださいというもので依頼しているのが2点です。

それと、審査会で上がったものが必ず選定になるのか、または該当なしとなる可能性もあるのかというところが3点。

それと、4点目は、こういったシンボリックなものをつくる場合、またはモニュメントをつくる場合、なかなか町内を見渡すと経年によって、表現は悪いんですけども、何なのというようなものが幾つかある中で、やはり長く町民の方が愛することのできる施設ということで捉えられて意匠を依頼したのか、そういった点をお聞かせください。

以上です。

議長（馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長（櫻井和彦君）

それでは、千坂議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

シンボルタワーにつきましては、議員さんご質問の中にございましたとおり、昨年の町民懇談会で町民の皆様からご意見を頂戴したいということで町民懇談会のテーマでお願いしたわけですが、ご質問の中にもございましたとおり、なかなか具体的な意見とか数多くの意見はなかなか難しかったところがございます。そういった中で、今年度の当初予算の中に提案の謝金という形で5万円掛ける3つで15万円という予算を頂戴しておりました。

そこで、どこから募集するというところまではまだ決定していなかったところがございます。その後、総務課等で検討させていただいた中で、地域連携事業を行っている宮城大学、それから宮城大学の中にはデザイン情報学科等もございますので、そういったシンクタンク的なところを活用するのも1つの手であろうということで、このような形になったところがございます。当然、町民の皆様からの募集というのもその中ではあわせて検討材料にはさせていただいたところがございますが、最終的にはこのような宮城連からの募集協力をいただくという結論に至ったところがございます。

それから、2点目でございますけれども、今回、宮城大学にお願いするに当たりまして、意匠創作の基本的な考え方というところをお示しさせていただいております。そこをちょっと読み上げさせていただきたいと思いますが、意匠は、大和町の地域資源（地勢、歴史、文化、場所など）に着想して表現し、町のアイデンティティーに確立に寄与するものとする。2つ目としまして、意匠は、その創作意図が子供から高齢

者までの年代によらずわかりやすく、多くの方に認知され町のPRに寄与するものとする。ということで、基本的な考え方を示した上で大学にお示しさせていただいたところでございます。

それから、3点目でございますが、必ず大学から提案されたものが選定されるのかということでございますが、ある程度の条件はこちらでお示ししております。土地の条件であるとか想定される予算であるとか構造であるとか、その辺もお示ししておりますので、それに合致した部分で町としてそれがふさわしいということで、委員会の中で選定することになると思います。その中で、ふさわしいというものであれば採用させていただきたいということになると思いますが、ものによっては当然、ふさわしくない、あるいは3点想定しておりますが、1点目もいいですし2点目も甲乙つけがたいという部分もあると思います。そういった場合、さまざまなケースが考えられるところでございますけれども、応募があった中からできる限り新しいPR施設というものを選定していきたいと思っております。

それから、どのぐらいの年数、長く使うかという趣旨のご質問だったと思いますがけれども、その辺につきましては構造とか、あるいはそれに要する塗装の耐用年数であるとか、そういったものがあるかと思っております。できるだけ長くとは考えておりますけれども、途中途中で補修を重ねてできるだけ長く使っていきたい、そういった町のPR、シンボリックな施設になるようなものを選定していきたいと思っております。

なお、設置いたします選考委員会のメンバーにつきましては、町民の方々からの意見も幅広く取り入れたいということで、その中には町内、町民の方々から各層に及んだ方々を想定しているところでございまして、今の段階では、例えば、地区の区長会の代表の区長さんであるとか婦人会の代表の方、それから農業、商業、工業の各産業からの代表の方、小中学校のPTA、生徒会、それから新成人といった方々を今のところ想定しているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

ほかに質疑ございませんか。9番浅野俊彦君。

9番 (浅野俊彦君)

おはようございます。

事項別明細書の6ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項5目の15節工事請負費でありますけれども、昨日、説明では南部コミセンのアクリル板設置に87万円相当、加えてU字溝がほかの土地のところに一部かかっていたため移設するという工事費用として181万円ということでお話を伺ったかと思えます。通常であれば、分筆等なりをされて、土地家屋調査さん等を入れて境界確認をされた上でももちろん境界線を引かれて工事されている内容ではないのかなと思う中、なぜ、ほかの方の土地に入って、結果的には指摘を受けるような事項になったのか、詳細の説明を求めます。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

ただいまの浅野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

公共物に設置された側溝の影響ということでございますけれども、場所につきましては城内の体育センターの南側の隣接民有地との境界になってございます。体育センターと南側民有地の間には、いわゆる公共物としての水路の公図上あるわけでございますけれども、側溝を設置する時点は、恐らく体育センターを建築する時点だったのかとは想定はしているんですけれども、その際、どこまで確実に境界確認した上で設置されたのか、はっきりとした理由はわからないところがございます。

今回、境界の立ち会いをしたというのは、隣接の所有者がアパートを建築するというので建築確認申請のために境界立ち会いを求められたものでございます。国土調査結果を現地に復元いたしましたところ、公図上では直線である土地であったんですけれども、側溝自体は少し曲がりくねった状況で、曲がった部分が民地に影響していくという状況でございました。

おっしゃいますように、なぜ民地に設置することになったのか、その原因につきましては、体育センター建設でありますとか隣接に古館緑地があるんですけれども、そちらの図面とかいろいろ確認はしてみたんですけれども、これといって確定した理由というのは見つけることができませんでした。ただ、民有地でアパート建築という予定があるものですから、影響は事実でございますので移設を町がしなくちゃいけないという状況に至ったところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

9 番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

私は、きのうのご説明では、済みません、南部コミセンなのかなと勘違いをしておりましたが、体育センターなんですね。大分古い建物でありますから、その当時のことを今さらなかなか追いかけられない部分はあるかと思えますけれども、具体的には、でも何メートルほど動かす話で181万円の算定となっているのかという部分と、結果的には課税地目としてはやっぱり民地であった部分で固定資産の課税の対象内になっていたんだろうなと思う中ではありますが、地主さんからの過去にさかのぼって固定資産税を減免してほしいとか、何かそういったもめごとに特になり得るお話ではなく、移設のみで済むお話であるのかどうか、交渉の状況を確認させていただきたいと思えます。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

ただいまのご質問でございますけれども、延長につきましては、設計図書が今ちょっと手元に持ってきていませんのではっきりした延長は申し上げられないんですけども、今回、境界を立ち会いした場合に、民地に影響した部分と、逆に民地が公共物の敷地に入ってきている部分と双方が見られておりました、土地については交換したり、そういった形で構図上の境界に直るような形にしていきたいということで土地の所有者とは合意してございまして、影響したこと自体で紛争に発展するとか、そういったことは今のところはございません。済みません、延長につきましては、体育センターの敷地の端から端ぐらいまでになりますので、七、八十メートルぐらいにはなってくるかと思えます。

議 長 (馬場久雄君)

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。4 番馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

事項別明細書の18ページ、9款4項2目の19節負担金補助金及び交付金ということで、全国青年大会参加補助金ということで4名の方に3分の2の補助ということでございますが、細かいことを言えば、どちらに行かれて、このぐらいの補助金でいいのかどうかというのをどのようにお考えかを教えてください。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長（村田良昭君）

ただいまの馬場議員さんのご質問なんですけれども、今回、補助金対象の方というのは郡内で8名になっております。大和町の分が4名になっております。そして、これについては参加費、保険料、宿泊費、交通費、大会運営費ということになっており、4名で26万4,032円になっております。その3分の2を補助するということで3分の1は個人負担ということで、去年まで、黒川郡の青年団が行きますので富谷の方は入っていないということで、3分の2が2つの町村で、片方はあと2分の1ということだったんですけれども、やはり郡内で統一しましょうということで、去年から全て3分の2、大和町はずっと今まで3分の2を補助しておりました。これはあくまでも3泊4日分の大会、開会から終わりまでということでやっております。そして、これで余りました場合は返納という形で清算していただくような形になっております。

そのほかに、青年団の方々については、記念写真とかそのときの購読料とかという個人であとまた出す分はあるんですけれども、あくまで大会に参加する費用についての3分の2を補助するというものでございます。

よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

それでは、ほかに質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 「議案第59号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第7、議案第59号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 「議案第60号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第8、議案第60号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議
題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 「議案第 6 1 号 平成 2 9 年度大和町後期高齢者医療特別会計補
正予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第 9、議案第61号 平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 「議案第 6 2 号 平成 2 9 年度大和町下水道事業特別会計補正予
算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第10、議案第62号 平成29年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 「議案第63号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第11、議案第63号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第64号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第12、議案第64号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第65号 平成29年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第13、議案第65号 平成29年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第66号 平成29－31年度大和町町民バス車両購入契約について」

議長（馬場久雄君）

日程第14、議案第66号 平成29－31年度大和町町民バス車両購入契約についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。9番浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

今回のバス購入の契約に関する話でありますけれども、以前から事前に伺っておりましたけれども、なかなか同人数の乗れる車両というところではもう日野のポンチョしかないというお話から落札率が100%であったわけでありまして。契約の内容を拝見して1つ確認させていただきたかったのが、車両といえばやはり色とか私的デザイン、その辺も町のPRをするという意味では非常に重要な部分に見た目でなるのかなと思いますけれども、特段、色の指定とかデザインとかというのは契約金額にはありませんけれども、これは追加で何らかの金額が発生し得るお話になるのか、それとも色、デザイン等、今はやりのラッピング車みたいな、ああいった加工も含まれている契約の内容であるのか、追加費用が発生しないのかという部分を確認させていただきたい。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長三浦伸博君。

まちづくり政策課長（三浦伸博君）

それでは、浅野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

バスの車両の部分でございます。デザイン等でございますけれども、3月の予算特別委員会でも議員の皆様からいろいろご質問があったところでございます、町といましてはラッピング分も考えておりました、10月の広報でラッピングの募集をさせてもらいたいと考えておりました、新しいバスに乗ってみたいといった形のコンセプトという意味合いで考えているところでございます、それに合わせた形で色のデザインというんでしょうか、そういったものもあわせて考えていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

9 番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

10月の広報でさまざまデザインの募集をされるという件は、皆さんに興味を持っていただいてご利用いただくという意味でも意義ある取り組みではないかなと思いますが、金額的などころだけ確認したかったんですが、今回の契約金額の中に含まれているのか、そうではないのかという部分を再度説明を。

議 長 (馬場久雄君)

まちづくり政策課長三浦伸博君。

まちづくり政策課長 (三浦伸博君)

大変済みませんでした。この金額の中に含まれております。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ほかに質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第67号 損害賠償の額を定め、和解することについて」

議長（馬場久雄君）

日程第15、議案第67号 損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

今回の事故ということで、この場合、公用車なんですけれども、公用車にドライブレコーダーはついてたのかどうかと、それが例えば、事故の際の和解というかそういうものに使われてあったのかどうかを教えていただきたいと思います。

議長（馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長（櫻井和彦君）

馬場議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

今回の対象の車両につきましてはドライブレコーダーついております。当然、画像も和解の材料になったのかなとは思っております。

よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「認定第1号 平成28年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

日程第17「認定第2号 平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第18「認定第3号 平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第19「認定第4号 平成28年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第20「認定第5号 平成28年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第21「認定第6号 平成28年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第22「認定第7号 平成28年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第23「認定第8号 平成28年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第24「認定第9号 平成28年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第25「認定第10号 平成28年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第26「認定第11号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第27「認定第12号 平成28年度大和町水道事業会計歳入歳出決算
の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第16、認定第1号 平成28年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第27、認定第12号 平成28年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。会計管理者兼会計課長佐藤三和子さん。

会計管理者兼会計課長（佐藤三和子君）

それでは、議案書の26ページをお願いいたします。

認定第1号 平成28年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけまして議会の認定をお願いするものでございます。

お手元に配付しております平成28年度大和町各種会計歳入歳出決算書、厚い本をお願いいたします。あわせて議案説明資料、認定1号関係（平成28年度一般会計歳入歳出決算）会計課と記載のある資料に基づきまして説明させていただきます。

最初に、各種会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページをごらんいただきたいと思っております。厚い本の1ページ、2ページになります。

一般会計と10の特別会計、それぞれの決算額が記載された総括表でございます。一番上の行が一般会計でございます。歳入につきましては、収入済額が119億9,484万9,884円、また歳出の支出済額は113億1,243万9,002円となりまして、差引残額は6億8,241万882円となったところでございます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

一般会計歳入款別集計表でございます。一番下の歳入合計の行でございますが、予算現額の計は119億8,322万3,000円、調定額は123億1,088万2,653円、収入済額は119億9,484万9,884円となっております。不納欠損額は525万245円でございます。収入未済額は、調定から収入済額を差し引き、さらに不納欠損額を差し引いた額でございますが、3億1,078万2,524円となっております。予算対比につきましては100.1%に、調定対比につきましては97.43%となっております。

5ページ、6ページをお願いいたします。

歳出款別集計表でございます。こちら一番下の歳出の合計の行になります。予算

現額の計につきましては、歳入と同額でございます。支出済額は、予算現額の右側に記載しております113億1,243万9,002円となっております。また、翌年度繰越額につきましては、繰越明許費が4億2,720万4,000円でございます。予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引きました金額が不用額として2億4,357万998円となっております。予算対比の執行率につきましては、94.4%でございます。

次に、議案説明資料、会計課の認定第1号関係をお願いいたします。

決算額を平成27年度と比較しました表で説明いたします。この表の4ページをお願いします。

決算額の歳入でございます。金額または増減率の大きな款を万円単位で説明させていただきます。表右側の差し引きと増減率の欄をごらん願います。

まず、1款町税でございますが、差し引きでマイナス3,659万円、0.7%の減となっております。歳入全体に占める構成比につきましては41.4%となっております。

2款地方譲与税は、国税として徴収した租税が地方公共団体に譲与されるもの、3款利子割交付金から8款自動車取得税交付金は、県が徴収した税金の一部が市町村に交付されるもので、記載のとおりでございます。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、10款地方特例交付金は、記載のとおりでございます。

11款地方交付税は、マイナス3億7,029万円、18%の減でございます。構成比につきましては14%となっております。震災復興特別交付税は、復興特区にかかわる課税免除や黒川行政事務組合のごみ焼却場の費用が算定され増額になったものの、普通交付税、特別交付税が減額となったことから、交付税全体で減額となったものでございます。

12款交通安全対策特別交付金から14款使用料及び手数料につきましては、記載のとおりでございます。

15款国庫支出金は、2億8,087万円、19.9%の増でございます。防災行政無線放送施設整備事業、南部コミュニティセンター建設事業、耐震性貯水槽設置事業、臨時福祉給付金の事業などが実施されたものでございます。

16款県支出金は、マイナス9,687万円、12.9%の減でございます。前年度で再生可能エネルギー導入事業が完了したことによるものでございます。

17款財産収入は記載のとおりでございます。

18款寄附金2,539万円、438.8%の増でございます。ふるさと寄附金の増額によるものでございます。

19款繰入金は、7億907万円、666%の増でございます。まちづくり基金、学校校舎建設基金などからの繰り入れでございます。

21款諸収入から22款町債につきましては、記載のとおりでございます。

歳入合計では、119億9,484万円、5.6%の増となったところでございます。

続きまして、5ページの歳出について説明させていただきます。こちらも差し引きと増減率の欄をごらんいただきたいと思います。

1款議会費は、記載のとおりでございます。

2款総務費は、6億8,883万円、40.7%の増でございます。防災行政無線施設整備事業、大和町南部コミュニティセンター建設事業などによるものでございます。

続いて、3款民生費は、1億3,478万円、4.5%の増でございます。あんしん子育て医療費の助成金事業、障害者福祉サービス事業、臨時福祉給付金の給付事業によるものでございます。

4款衛生費は、マイナス1億8,257万円、11.8%の減でございます。前年度に宮床中学校ほか4施設の再生可能エネルギー導入事業などが終了したことによるものでございます。

5款農林水産業費、6款商工費は、記載のとおりです。

7款土木費は、1億3,274万円、16%の増でございます。桧木上舞野線の道路改良舗装工事、蒜袋宮前線の道路改良工事、丸古淵橋架替工事負担金の増、準用河川小西川等の河川改修工事費などでございます。

8款消防費は、9,699万円、22.7%の増でございます。黒川地域行政事務組合への負担金の増、耐震性貯水槽設置工事費などでございます。

9款教育費は、1億130万円、9.1%の増でございます。宮床中学校大規模改修工事、同じく宮床中学校校庭拡張事業、県道取付道路工事に着手したものでございます。

10款災害復旧費、11款公債費は記載のとおりでございます。歳出合計では113億1,243万円、8.7%の増となったところでございます。

次に、決算の事項別明細の概要につきまして説明させていただきます。

歳入歳出決算の17ページ、18ページをお願いいたします。

歳入について、節ごとの記載がなされ、備考の欄に詳細が記載されておりますのでごらんいただきたいと思います。ここから金額の説明につきましても万円単位とさせていただきます。

まず、1款町税でございます。調定額が中ごろに記載されております。50億8,196万円でございます。収入済額は49億7,293万円に、不納欠損額は522万円になってござ

います。不納欠損は、地方税法の規定に基づいて処分の手続を行ったことによるものでございます。徴税の収入未済額は1億379万円となっております。

次に、1項町民税でございます。収入済額が19億996万円で、前年度と比較いたしましてマイナス3,008万円、1.6%の減となっております。

内訳としまして、1目個人では、収入済額が12億7,375万円となり前年度より6,543万円の増となっております。また、2目法人では、収入済額が6億3,620万円、前年度比較でマイナス9,551万円の減となったところでございます。

次に、2項固定資産税は、収入済額が24億4,630万円で、前年度比較でマイナス2,095万円、0.8%の減となりまして、1目固定資産税が24億630万円、2目国有資産等所在市町村交付金が4,000万円でございます。交付金の内訳につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

3項軽自動車税は、収入済額が7,191万円で、前年度より1,043万円、17%の増となっております。

19ページ、20ページをお願いいたします。

4項町たばこ税は、収入済額が3億1,199万円となり、前年度比較でマイナス730万円、2.2%の減でございます。

5項入湯税は、収入済額33万円で前年度に比べまして1万円の増でございます。

6項都市計画税は、収入済額が2億3,242万円で前年度比較で1,130万円、5%の増となっているところでございます。

次に、2款地方譲与税につきましては、収入済額1億2,517万円で、1項1目1節自動車重量譲与税、2項1目1節地方揮発油譲与税ともに収入済額は調定額と同額となっております。

21ページ、22ページになります。

3款利子割交付金から6款の地方消費税交付金につきましても、調定どおりの収入済額となっております。

23ページ、24ページになります。

7款ゴルフ場利用税交付金から9款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましても、調定どおりの収入済額となっております。

25ページ、26ページになります。

10款地方特例交付金から12款の交通安全対策交付金につきましても、調定どおりの収入済額でございます。

なお、11款地方交付税の内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、27ページ、28ページになります。

13款分担金及び負担金でございますが、1項分担金につきましても調定どおりの収入済額となっております。

2項負担金は、1目1節老人福祉費負担金が140万円の収入済額でございます。

2節児童福祉費負担金は、保育所及び認可保育園3園への入所、入園に係る保育料でございますが、1億3,556万円の収入済額で30万円が収入未済額となっております。

14款使用料及び手数料1項使用料につきましては、7,417万円の収入済額で、1目総務使用料から、29ページから32ページまでになりますが、6目教育使用料までそれぞれ施設などの使用料に対して収納がなされたものでございます。

29ページ、30ページにお戻りいただきまして上段一番上になります。

これらのうちの1目総務使用料1節施設使用料の収入未済額13万974円は、吉岡コミュニティセンター使用料などの分でございますが、出納閉鎖後に全額納入されてございます。

次に、31ページ、32ページの上段になります。

5目土木使用料3節住宅使用料でございますが、町営住宅入居者に対する家賃収入として3,882万円の収入未済額でございます。339万円が収入未済額となっております。

2項手数料は、5,241万円の収入済額でございます。1目総務手数料から、33ページ、34ページでございますが、4目土木手数料までそれぞれの手数料でございますが、31ページ、32ページに戻っていただきまして、そのうちの下になります、3目1節清掃手数料でございます。廃棄物の処理手数料で1万5,600円の収入未済額がございます。

続いて、33ページになります。

15款国庫支出金でございます。1項1目民生費国庫負担金は、収入済額7億9,662万円でございます。1節保険基盤安定負担金から5節老人福祉費負担金まで、それぞれの費用に対する負担金の収入となったところでございます。

次に、2目1節中学校費負担金の収入未済額は、公立学校施設整備費としての繰越明許費でございます。

3目災害復旧費国庫負担金は、8,411万円の収入済額でございます。

35ページ、36ページをお開き願いたいと思います。

最初に、備考の欄をごらんいただきたいと思います。項目の後ろに繰越明許費の表

示がしてあるかと思えます。括弧のあるものとなないものがあると思うんですけれども、まず括弧のないものにつきましては、28年度の繰越明許費になります。29年度に事業を行うもの。それから、括弧のあるものにつきましては、27年度の繰越明許費になりまして、28年度に事業を行ったものになります。括弧のない繰越明許費のところには、収入未済額として金額が表示されているようなところがございます。

それでは、1節の公共土木施設災害復旧費負担金の収入未済額は、河川災害復旧としての繰越明許費でございます。

2節公立学校施設災害復旧負担金は、平成27年度の繰越明許費でございまして、落合小学校ののり面復旧工事でございます。

2項国庫補助金の1目1節無線放送施設整備補助金から5節地域公共交通確保維持改善事業補助金は、調定どおりの収入済額でございます。

2目民生費国庫補助金は、1億1,895万円の収入済額でございます。

1節障害者福祉費補助金から、37ページ、38ページに進んでいただきたいと思えます、4節臨時福祉給付金給付事務費補助金までの補助金収入でございます。

3節臨時福祉給付金給付事業費補助金、経済対策分と記載があるかと思えますけれども、4節臨時福祉給付金給付事務費（経済対策分）補助金の収入未済額は繰越明許費でございます。

3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金は、37万円の収入済額となっております。

4目1節農業費補助金の収入未済額は、大学ため池整備事業費で繰越明許費でございます。

5目土木費国庫補助金は、1節道路橋りょう費補助金は収入済額8,797万円で、収入済額は橋梁点検の繰越明許費でございます。

39ページ、40ページになります。

2節社会資本整備総合交付金は、1億5,932万円の収入済額でございます。

6目1節災害対策費補助金は、84万円の収入済額でございます。

7目教育費国庫補助金は、1節教育総務費補助金から3節中学校費補助金まで2,730万円の収入済額でございます。

8目1節特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、2億1,293万円の収入済額でございます。子供医療費助成事業、桧木上舞野線舗装工事、高田線の舗装工事、まほろばホールの施設改修実施計画などによるものでございます。収入済額は、天皇寺地区排水路整備工事の繰越明許費でございます。

3項委託金は、1目総務費委託金及び2目民生費委託金で602万円の収入済額でございます。

41ページ、42ページになります。

16款県支出金でございます。

1項1目民生費県負担金1節保険基盤安定負担金から6節災害救助費負担金まで3億8,528万円の収入済額となっております。これば国庫負担金と同様に県負担分などの収入でございます。

2項県補助金1目1節市町村消費者行政活性化事業費補助金は、65万円の収入済額でございます。

43ページ、44ページになります。

2目民生費県補助金は、1節社会福祉費補助金から3節児童福祉費補助金まで6,081万円の収入済額となっております。

3目衛生費県補助金は154万円の収入済額でございます。

4目農林水産業費県補助金は、1節農業費補助金から、45ページ、46ページになります、3節水産業費補助金は1億152万円の収入済でございます。

5目消防費県補助金は、1節災害対策費補助金80万円の収入済額でございます。

6目1節市町村振興総合補助金は、899万円の収入済額でございます。備考欄記載の10事業の補助金収入でございます。

47ページ、48ページになります。

7目1節みやぎ環境交付金は、438万円の収入済額となっております。防犯灯省エネ改修事業の補助金収入でございます。

8目災害復旧費県補助金は、1節農地等災害復旧事業補助金、3節被災者児童生徒就学支援事業補助金で、1,364万円の収入済額となっております。

3項委託金は、1目総務管理費委託金から、49ページ、50ページの3目教育費委託金まで7,357万円の収入済額でございます。

17款財産収入でございますが、1項1目1節土地建物貸付収入は255万円の収入済となっております。

2目1節利子及び配当金は、1,707万円の収入済額でございます。財政調整基金など15の基金の利子及び配当金でございます。

51ページ、52ページでございます。

2項財産売払収入は100万円の収入でございます。

次に、18款寄附金でございます。

2目1節社会福祉費寄附金30万円、3目1節教育総務費寄附金30万円、2節社会教育費寄附金14万円、4目1節ふるさと寄附金3,043万円の収入済額でございます。

53ページ、54ページをお願いいたします。

19款繰入金は、1項特別会計繰入金は3財産区特別会計と国民健康保険事業勘定特別会計の1,935万円の収入済額でございます。

2項基金繰入金は、2目まちづくり基金から、55ページ、56ページになります、6目学校校舎建設基金繰入金まで7億9,618万円の収入済額でございます。

20款繰越金は、前年度からの繰越金5億4,158万円の収入済額でございます。

57ページ、58ページをお願いいたします。

21款諸収入は、1項1目延滞金は277万円の収入済額でございます。

2項1目1節町預金利子につきましては4万円の収入済で、歳計現金等の利子でございます。

3項貸付金元利収入は、1目1節民生費貸付金元利収入が226万円、2目1節商工費貸付金元利収入が預託金の償還で3,730万円の収入済額でございます。

59ページ、60ページをお願いいたします。

4項受託事業収入は、1目1節の自転車競技場管理受託事業収入が920万円、2目1節の農地中間管理機構受託事業収入が21万円の収入済額でございます。

5項雑入1目1節雇用保険料納付金は、45万円の収入済額でございます。

2節給食費納付金は、収入済額が1億1,650万円でございます。不納欠損額は2万円でございますして、収入未済額は97万円でございます。

2目1節場外車券売場交付金は、681万円の収入済額でございます。

3目1節の雑入は、収入済額が1億2,033万円となっております。備考欄の記載のとおり、電話使用料などがございますけれども、その中のその他の収入金額が高くなっておりますけれども、それにつきましては、27年度の県からの県営災害復旧事業精算に伴う負担金の返還として1,480万円、それから27年度の後期高齢者医療広域連合からの市町村負担金の精算金として1,043万円の金額が大きな金額になっているところでございます。

次に、22款の町債は、61ページから64ページまでになります。

1項2目衛生債から4目災害復旧債までの2億8,260万円の収入済額でございます。

以上が一般会計の歳入でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

ここで暫時休憩いたします。

休憩の時間は10分間といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長櫻井和彦君。

総務課長（櫻井和彦君）

それでは、続きまして歳出の説明に移らせていただきます。

決算書につきましては65、66ページ。あわせまして主要な施策の成果に関する説明書の準備をお願い申し上げます。

1 款の議会費から説明させていただきます。

説明書は25ページから29ページをごらんいただきたいと思います。

1 款 1 目議会費につきましては、議会の運営に要したものでございまして、本議会、臨時会、各常任委員会等の活動に要した経費及び議員の皆様、職員の人件費が主たる内容でございます。

1 節報酬及び9 節旅費につきましては、議員の皆様18名分の報酬及び費用弁償並びに常任委員会の視察旅費等でございます。

2 節給料は職員3名分の給料、3 節は職員の各種手当等及び議員の期末手当、4 節は共済費等の人件費に係るものでございます。

なお、以下各款・科目の2 節から4 節までの人件費関係につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

8 節報償費は、議会広報に掲載いたしました小中学生からの記事に対する謝礼として図書カードを購入したものでございます。

10 節交際費は、議長交際費でございます。

11 節需用費につきましては、議会だよりを年4 回発行した印刷製本費等に要した費用などでございます。

12 節役務費につきましては切手代等通信運搬に要した経費、13 節委託料は会議録作

成委託料などでございます。

決算書、次のページ、67、68ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料は、常任委員会視察研修時の有料道路通行料でございます。

18節備品購入費は、応接セットの購入に要したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県町村議会議長会並びに宮黒町村議会議長会への負担金及び政務活動費の交付金でございます。

次に、総務費でございます。2款1項1目一般管理費でございます。

説明書につきましては30ページから32ページをごらんいただきたいと思っております。

一般管理費は、一般管理費のほか職員研修事業、公用車の運行管理、職員の健康管理、行政区設置及び黒川地域行政事務組合負担金等に要した費用でございます。

1節報酬につきましては、区長62名、産業医1名に係ります報酬でございます。

決算書69ページ、70ページをお願いします。

8節報償費でございます。顧問弁護士への報償費のほか、退任区長の皆様への記念品等に要した経費でございます。

9節旅費は、区長への費用弁償、町長の企業誘致活動、政府要望等に要した旅費、熊本地震御船町の災害派遣の旅費、職員の研修旅費でございます。

10節は、町長交際費でございます。

11節需用費は、事務用コピー代、消耗品、新聞、図書等の購入代、公用車の燃料等に要した費用でございます。食糧費につきましては、区長会議時の費用でございます。

12節役務費は、電話通信費用、公用車の車検に係ります印紙代、公用車保険料、職員ボランティア保険料、熊本地震災害派遣時の宅配便の利用料でございます。

13節委託料でございます。県公平委員会の事務委託のほか、職員採用試験の委託、区長配達業務の委託、職員研修の委託、職員の健康診断業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、熊本地震の災害派遣時のレンタカーの使用料及び公用車の有料道路通行料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合の管理運営費分や宮黒町村会職員研修時等の負担金でございます。

23節償還金利子及び割引料は、宮城県の移譲事務交付金等の前年度実績によります償還金でございます。

26節寄附金につきましては、熊本地震への災害見舞金でございまして、県町村会を通じてお見舞いを行ったものでございます。

次のページ、71、72ページをお願い申し上げます。

2目文書広報費でございます。文書管理、広報広聴等に要した費用でございます。

説明書につきましては、33ページから34ページになります。よろしくお願いいたします。

1節報酬につきましては、情報公開審査会審査委員並びに個人情報保護審査委員の委員報酬でございます。

8節報償費につきましては、報奨金が広報編集委員の研修会の講師謝礼、賞賜金につきましては広報モニターへの謝礼としての図書カードの購入代等でございます。

9節旅費は、情報公開審査委員並びに個人情報保護審査委員への費用弁償及び広報セミナーへ担当者が参加した際の旅費でございます。

11節需用費につきましては、コピー代、広報たいわの印刷に要した費用、月平均1万1,475部印刷しておりましたが、その費用及び例規集の追録代等でございます。食糧費につきましては、町民懇談会、情報公開審査会時のものでございます。

12節役務費につきましては、郵便の後納料金、電話料金、インターネット等の通信料及び家財保険料、13節委託料につきましては、個人情報保護条例関連例規支援業務委託に要したものでございます。

14節使用料及び賃借料は、印刷機、ファックス、例規システム等の機械借上料及びふるさとCM撮影時の貸衣装代でございます。

15節工事請負費につきましては、国道4号沿いにございましたシンボルタワーの老朽化に伴います撤去を行ったものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、社団法人日本広報協会への会費負担金、広報セミナー参加時の費用でございます。

よろしくお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

それでは、3目財政管理費につきましてご説明させていただきます。

説明書につきましては、34ページでございます。そのほか、お手元に財政課として配付させていただいている資料がございます。1つ目といたしまして、決算に関する説明の内訳ということでございまして、一般会計歳出款別、節別の集計表、委託料の内訳、補助金の内訳の資料をつけさせていただいております。また、2枚物の資料と

いたしまして、消費税交付金の社会保障財源の人に関する説明書もあわせてございますので、参照いただければと思います。

それでは、決算書71ページにお戻りいただきましてご説明させていただきます。

7節賃金は、入札参加資格の受付データ入力の仕事補助賃金でございます。

8節報償費は、ふるさと納税に対する返礼品代、入札監視委員会委員の報償金でございます。

11節需用費につきましては、コピー代、事務物品、参考図書等の購入費、予算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書の印刷代でございます。

73ページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、ふるさと納税の返礼品に係る配送料、ポータルサイトへの掲載料、クレジット決済手数料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、地方財務協会、全国森林環境税創設連盟への負担金でございます。

25節積立金につきましては、ふるさと応援基金にはふるさと寄附金から返礼品当の経費を控除した額と利子分を、ほかの4基金につきましては利子分を積み立てております。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

会計管理者兼会計課長佐藤三和子さん。

会計管理者兼会計課長（佐藤三和子君）

続きまして、4目会計管理費でございます。

11節需用費につきましては、伝票用紙、ファイル代、コピー代、図書追録代などの消耗品代、決算書、請求書用紙、名入り封筒などの印刷製本代でございます。

12節役務費につきましては、電話料並びに集配金手数料、口座振り込みの回線利用料及び公金口座取扱手数料などでございます。

18節備品購入費につきましては、書類整理用のキョミ代でございます。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

続きまして、5目財産管理費でございます。

説明書につきましては、引き続き34ページでございます。

財産管理費につきましては、吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター、鶴巣防災センター及び南部コミュニティセンターの施設維持管理に要した経費の支出でございます。施設の利用状況につきましては、説明書35ページに記載してございます。これらの施設のほかに、公用車、普通財産、庁舎の管理経費につきましても、財産管理費から支出してございます。

まず、7節賃金でございます。施設の事務補助、除草作業員、巡視員の賃金となっております。

11節需用費は、各施設の管理等に要する消耗品代、燃料費、光熱水費、修繕料、公用車の車検整備等となっております。

12節役務費につきましては電話料金。175ページをお願いいたします。手数料につきましても、不動産鑑定、公用車車検の手数料、それから施設の火災保険料、公用車の損害保険料及び施設の賠償保険料となっております。

13節委託料につきましては、庁舎の警備、清掃等の管理業務、マイクロバス運転業務、各種普通財産の管理業務、吉岡コミセン窓口業務、消防施設保守点検などが主な内容でございます。

14節使用料につきましては、旧NTT施設の庁舎借り上げ分や公用車の借り上げ料、テレビの聴取料等となっております。

15節工事請負費は、吉田コミュニティセンターの屋根改修工事及び庁内施設への空調機器設置更新工事、さらに施設の音響機器更新工事を施工したことによるものでございます。

17節公有財産購入費は、まほろば二丁目集会所用地、水路用地を購入したものでございます。

18節備品購入費につきましては、施設用の除雪機14台の購入のほか、椅子など庁用器具の購入でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区防火管理者協議会、黒川地区安全運転管理者会、防火管理者資格取得講習会受講料でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、役場庁舎敷地、リサーチパーク代替地として取得しました財源に対します元金償還及び利子の支払いでございます。

27節公課費につきましては、共用車の自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長三浦伸博君。

まちづくり政策課長（三浦伸博君）

続きまして、6目企画費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては35ページから39ページとなりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

それでは、決算書75ページ、76ページの6目企画費につきましては、広域行政の推進、第四次総合計画の中間見直し事業、南部コミュニティセンター整備事業及び観光等プロモーション事業、地域情報通信基盤整備事業、テレビ共同受信施設管理事業並びに子育て支援住宅整備事業、宮城大学連携協定事業及び防衛施設周辺整備対策、また米軍実弾射撃移転訓練に伴う安全対策並びに防衛施設周辺整備調整交付金事業、さらには地域活性化事業、町民バス・デマンドタクシー運行事業、また金取地区地域振興事業、高等学校等通学応援事業に関します費用となっております。

初めに、1節報酬及び9節旅費につきましては、総合計画審議会委員の報酬及び費用弁償でございます。

3節職員手当等につきましては、米軍実弾射撃移転訓練業務等によります職員時間外勤務手当でございます。

8節報償費につきましては、地域公共交通会議委員、南部コミュニティセンター愛称選考委員、さらには宮城大学生によりますまちづくりコンテストに係ります報償金でございます。

77ページ、78ページをお願いいたします。

11節需用費につきましては、事務用品のほか、観光案内所の電気料金等でございます。

12節役務費につきましては、南部コミュニティセンター建築確認完了検査手数料、テレビ電波共同受信施設の共済分担金、町民バス自賠責保険料等でございます。

続きまして、13節委託料でございます。町民バス・デマンドタクシーの運行业務、南部コミュニティセンター新築工事施工管理業務及び吉田北目大崎地区、難波金取南大平地区の共同受信施設点検調査業務並びに宮床吉田地区の光ファイバー網の保守業

務、さらには吉岡商店街観光案内業務、地域定住策検討業務等の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、観光案内所として店舗の賃借料、光ファイバー網設置に伴います電力柱、電話柱への添架料等でございます。

次に、15節工事請負費でございます。工事請負費につきましては、南部コミュニティセンター新築工事及び周辺環境整備等の工事費用となっております。

19節につきましては、負担金といたしまして仙台都市圏広域行政推進協議会、黒川圏広域行政推進協議会ほか10協議会への負担金でございます。また、補助金につきましては、ふるさと産品開発協議会ほか3団体への活動費補助金及び公共交通機関を利用いたしました高校生等の通学に係ります通学応援事業補助金でございます。

続きまして、25節積立金でございます。子ども医療費助成事業及び教育用コンピューター等整備事業の基金への積立金でございます。

27節公課費につきましては、町民バス3台分の自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

それでは、続きまして、7目電子計算費でございます。電子計算機器の管理運営に要した費用でございます。

説明書につきましては、39ページをお願い申し上げます。決算書、次のページ、79、80ページをごらんいただきたいと思えます。

11節需用費でございます。電算関係消耗品のほか、コンピューターウイルス対策ソフトなどのライセンス更新料でございます。

12節役務費につきましては、インターネット接続料、サーバー使用料、データ光通信回線網通信料等の通信費用でございます。

13節委託料につきましては、マイナンバー対応システム改修、南部コミュニティセンターLAN構築に係ります業務委託、明許繰越での自治体セキュリティー強化対策に係ります構築業務委託及び公式ホームページシステム補修、総合電算処理運用支援保守、電算機器システム保守等の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、住民基本台帳税システム等の大和町総合行政システムや財務会計、人事給与、施設管理など情報処理と情報管理を行うためのシ

システム等の借り上げ料になります。

18節備品購入費につきましては、自治会セキュリティー強靱化対策に係ります機器を購入したものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、マイナンバーに係ります自治体中間サーバーの利用負担金、宮城県高度情報化推進協議会負担金及び宮城県市町村電子申請システムの共同利用負担金でございます。

なお、13節委託料で476万4,119円、18節備品購入費で929万5,600円の予算に対しまして、多額の不用額が生じておりますのでご説明させていただきたいと思っております。

この予算につきましては、情報セキュリティー強靱化対策に係るものでございます。平成27年5月の日本年金機構によります個人情報の漏えいや同年6月12日の長野県上田市での情報漏えいの発生、またマイナンバーの導入等によりまして、総務省が自治体のセキュリティーに係ります抜本的な対策について検討を行い、平成27年10月に国から対策案が示され、マイナンバーの情報連携が始まる平成29年、ことしの7月までに各地方自治体の情報セキュリティー強靱化に努めるよう説明があったところでございます。

その後、国、総務大臣から各地方公共団体に情報セキュリティー強靱化に努めるよう通知があるとともに、平成28年1月、県によります説明会があり、国の平成27年度補正予算で地方公共団体でセキュリティー強靱化の補助を行う説明があった際に、国の予算と町の予算年度を一致する条件で補助対象との説明がございまして、実際の対策につきましては平成28年度になりますことから明許繰越するよう指示がございまして、平成27年度の3月補正で歳入として国の補助金を予算化したしまして、歳出として町全体のセキュリティー強靱化の予算全額を計上したものでございます。補助金の基準は1,440万円ございまして、2分の1の国の補助で、歳入は720万円を計上いたしました。歳出予算の計上を行ったのは7,241万5,114円でございます。

その後、平成28年2月に県が国の補助金を活用した自治体セキュリティークラウドを構築するように方針を変換したため、これに影響がない分のみ補助事業とすることとし、町の補助対象経費を1,739万6,000円に縮小いたしました。このため、平成27年度の3月補正予算に計上した額より減額いたしまして、2,515万円を明許繰越いたしたところでございます。明許繰越に対します事業執行の結果、入札によります減ということになりまして1,109万600円を執行いたしまして、不用額が13節と18節合計で1,405万9,719円となったものでございます。

また、歳入予算につきましては、事業費の補助対象金額が1,109万1,000円ござい

まして、2分の1補助でございまして554万5,000円が補助金として入っているものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、8目出張所費についてご説明いたします。出張所費につきましては、もみじヶ丘出張所の管理運営費の経費でございます。

11節につきましては、事務用品、プリンタートナー代、お茶代などがございます。

12節につきましては、窓口書面用のためのファクス回線の使用料でございます。

13節につきましては、レジスターの保守点検料でございます。

14節につきましては、テレビの聴取料でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

次に、9目交通対策費でございます。交通安全に係ります各種事業の実施や交通安全思想の啓蒙活動に要した経費でございます。

説明書につきましては39ページでございます。よろしく願いいたします。

1節でございます。交通安全指導員24名に対します報酬でございます。

9節旅費につきましては、指導員の出勤延べ694人分の費用弁償になるものでございます。

決算書81、82ページをお願いいたします。

11節需用費でございます。春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発用のリーフレット代、交通安全指導員用装備用品、新入児童用の黄色い帽子等に要した費用でございます。

12節役務費は、交通安全指導員に係ります傷害保険料及び交通安全広報車の保険料等でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川郡交通安全推進連絡協議会及び大和町交通安全推進協議会への負担金でございます。

次に、10目無線放送施設管理費でございます。無線放送施設の管理運営に要した経費でございます。

説明書には同じく39ページでございます。よろしくお願いたします。

11節需用費でございます。防災行政無線の電気料及び修繕料でございます。

12節役務費につきましては、黒川消防本部との専用回線の使用料でございます。

13節委託料につきましては、防災行政無線放送施設の年間の保守点検業務及び移動系無線設備保守点検業務、Jアラート設備保守点検業務の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、防災行政無線、長者館山再送信局管理用道路の土地借り上げ料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、電波利用料になるものでございます。

次に、11目女性行政推進事業費でございます。

説明書につきましては40ページをお願い申し上げます。

男女共同参画社会の形成に向けまして意識の高揚を図るための啓発活動に要した経費でございます。

1節報酬につきましては、男女共同参画推進審議会を1回開催したことによります委員報酬でございます。

8節報償費は、ワークライフバランス講座を実施したものであり、講師謝礼でございます。

9節旅費は、審議会委員の費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、事務用品及び啓発用パンフレットの印刷代等でございます。

決算書83、84ページをお願いいたします。

食糧費でございますが、審議会時のお茶代でございます。

次に、12目消費者行政推進事業費でございます。賢い消費者となるための講座開催や啓発事業のほか、消費生活相談員を配置し、消費生活に係ります相談の迅速かつ適切な処理を図るために要した経費でございます。

7節賃金でございます。週1回の消費生活相談に係ります相談員1名分の賃金でございます。

11節需用費につきましては、消費生活啓発用品購入及び啓発用リーフレット作成に要した経費でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、消費生活講座研修会時のバス借り上げ料と有料道路使用料金でございます。

19節につきましては、縣市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金でございます。

次に、13目無線放送施設整備費でございます。老朽化したアナログ方式の防災行政無線をデジタル方式への施設更新に要した費用でございます。

11節需用費でございます。事務用品、コピー料金でございます。

12節役務費につきましては、再送信局の鉄塔の建築確認完了検査及び移動系無線局免許申請等に係ります手数料でございます。

13節委託料につきましては、防災行政無線施設整備工事施工管理業務の委託料でございます。

15節工事請負費でございます。防災行政無線移動系施設整備工事及び防災無線施設解体工事の工事費でございます。

次に、14目諸費でございます。諸費につきましては、総務課、財政課、町民生活課、都市建設課の4課にわたってございます。総務課分につきましては、私から説明させていただきます。

総務課の諸費でございますが、防犯対策、表彰式に要した経費、人権相談、行政相談の開催並びに社会を明るくする運動、結婚相談支援事業等に要した経費でございます。

説明書につきましては、41ページから42ページになります。よろしくお願いたします。

1節報酬にでございますが、表彰審査委員会の委員の報酬でございます。開催1回行っております。

85、86ページでございます。

8節報償費でございます。結婚相談アドバイザーへの報償金、表彰式の記念品、人権作文コンクールの参加賞代等でございます。

9節旅費につきましては、結婚支援全国セミナーと表彰審査委員会委員の費用弁償でございます。

11節需用費でございます。表彰式、人権啓発用品購入等に要した消耗品代及び表彰式の色紙代、人権運動の啓発カレンダー等の印刷に要したものでございます。また、食糧費につきましては人権相談員の昼食、文化の日の表彰時の茶菓子代等でございます。

12節役務費でございます。結婚相談支援事業、表彰式に要した郵便料金、全国町村

会総合賠償補償保険料等でございます。

15節工事請負費でございます。吉岡上町地区と城内中地区の2カ所に防犯カメラを設置したものでございます。

19節負担金補助及び交付金のうち、負担金につきましては山岳遭難防止対策協議会大和支部ほか7団体への負担金、補助金につきましては大和町防犯協会、鶴巣地域振興協議会への補助金でございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

それでは、同じく14目諸費のうち、財産課の担当分につきましてご説明させていただきます。

説明書は42、43ページでございます。

諸費のうち14節でございます。使用料及び賃借料のうち、土地借り上げ料が担当分となっております。こちらは宮床地区駐車場用地の土地借り上げ料でございます。

19節負担金補助及び交付金のうち1,498万400円が財産区振興費、2,263万円がコミュニティ施設費でございます。財産区地域振興費につきましては、宮床、吉田、落合の各財産区から地域団体への助成及び作業道復旧事業として一般会計へ繰り入れを受けまして、この諸費から支出いたしているものでございまして、宮床地区は6件、吉田は2件、落合は4件となっております。コミュニティ施設につきましては、大平中地区、吉岡まほろば二丁目地区への区集会施設建設事業補助金でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

同じく14目諸費でございます。町民生活課分としまして、自衛官募集の事業費になります。

まず、9節につきましては、自衛隊父兄会連絡協議会の研修等の旅費となるもので

ございます。

11節につきましてはコピー代など、12節につきましては郵便料金でございます。

19節につきましては、町の自衛隊父兄会に補助金3万円を交付したものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）
都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

同じく諸費の都市建設課所管分についてご説明申し上げます。町が管理しています防犯灯に関するものでございます。

成果に関する説明書につきましては、41ページの上段になります。

11節需用費につきましては、防犯灯に係る高熱水費及び修繕料で、防犯灯数2,468灯分の電気量並びに機器のふぐあいにより故障しました防犯灯32カ所の修繕に要した費用でございます。

15節工事請負費につきましては、みやぎ環境交付金を活用しました省エネ改修工事で、既存防犯灯165灯についてLED切りかえに要した費用と、33灯の新設に要した費用でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）
ここで暫時休憩します。
再開は午後1時といたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（馬場久雄君）
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
税務課長千葉正義君。

税務課長 （千葉正義君）

それでは、午前中に引き続きお願いします。

決算書85、86ページをお願いします。

2款2項徴税费でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、43ページから47ページに記載いたしております。また、平成27年度の町税の課税状況につきましては19ページから24ページに記載しておりますので、あわせてご参照をお願いします。

それでは、85ページをお願いします。

1目税務総務費につきましては、税務事務一般に要した費用でございます。

1節報酬及び87ページの9節旅費につきましては、総務課所管分の固定資産評価審査委員会に係るものでございます。平成28年度中には審査の申し出がありませんので、審査会の開催がなかったものであります。

87ページをお願いします。

次に、11節需用費につきましては、事務消耗品等でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県軽自動車等運営協議会、仙台北税務署管内地区税務協議会及び資産評価研究センターへの負担金でございます。また、大和町納税貯蓄組合連合会及び宮城県たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

続きまして、2目賦課徴収費でございます。賦課徴収費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税事務、土地家屋の評価事務及び徴収事務に要した費用でございます。

まず、4節共済費及び7節賃金につきましては、収納の事務嘱託員、確定申告時におきます事務補助員6人に係ります社会保険料及び賃金でございます。

8節報償費につきましては、納税に関するポスターコンクール入賞者への記念品、口座振替推進キャンペーン用の記念品、納税貯蓄組合70組合に対します完納報償金でございます。

9節旅費につきましては、納税貯蓄組合連合会研修会に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税の課台帳、納税通知書の印刷及び徴収事務に係ります督促状等の印刷及び事務用品でございます。

12節役務費につきましては、口座振替等の手数料、還付通知用はがきの通信運搬費でございます。

89ページ、90ページをお願いします。

13節委託料につきましては、滞納管理システム、家屋評価システム、国税連携システム、これらのシステムの保守業務及び固定資産税土地評価標準地修正業務、航空画像撮影写真図、土地家屋現況図修正業務及び平成27年度からの繰り越しの固定資産税基礎資料更新業務に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、滞納管理システム、固定資産管理システムの借り上げ料、住民税年金特徴国税連携サービスの利用料に要した費用でございます。

18節備品購入費につきましては、徴収業務用としてのデジタルカメラの購入費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、地方税電子化協議会への負担金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、個人及び法人町民税、固定資産税等の税額等の修正によります還付金及び還付加算金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。これにつきましては、町民生活課の窓口事務、それから住民基本台帳、戸籍事務、印鑑証明システムの運営に要した経費でございます。

成果に関する説明資料47、48ページのご参照をお願いいたします。

11節につきましては、事務用品、図書購入費、コピー代、各種申請書・証明書の印刷代などでございます。

91ページをお願いいたします。

12節につきましては、電話料金、郵便料金でございます。

13節につきましては、戸籍システムの保守点検委託料、戸籍副本データ管理システムの保守委託料、レジスターの保守点検料でございます。

14節につきましては、戸籍システムの機械借り上げ料でございます。

19節につきましては、県の戸籍住基外国人登録事務協議会への負担金及びマイナンバーカードの事務委託でございます。地方公共団体情報システム機構への交付金となる

ものでございます。

以上でございます。

議長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

それでは、次に、4項選挙費でございます。選挙管理委員会の開催、選挙啓発及び各種選挙に要した費用でございます。

説明書につきましては、49ページになります。よろしくお願ひいたします。

1目選挙管理委員会費でございます。1節及び9節につきましては選挙管理委員4名の報酬及び費用弁償でございます。

11節需用費につきましては参考図書、事務用の消耗品代等でございます。

2目選挙啓発費でございます。

8節報償費でございますが、選挙啓発用ポスターコンクールの記念品代などがございます。

9節旅費につきましては、明るい選挙啓発大会参加に伴います費用弁償でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、明るい選挙啓発大会参加に伴います駐車料金でございます。

3目参議院議員選挙執行費につきましては、平成28年7月10日執行の選挙に要した経費でございまして、参議院選挙の投票率につきましては48.60%でございました。

1節報酬及び9節旅費につきましては、選挙管理委員4名及び投開票の立会人等の報酬及び費用弁償でございます。

決算書93ページ、94ページをお願いいたします。

7節賃金でございますが、選挙事務の補助員及び選挙公報配付のための賃金でございます。

8節報酬につきましては、選挙ポスター掲示場の設置の謝金でございます。図書カードでございます。

11節需用費につきましては、選挙関係の消耗品、啓発用品、コピー代等でございます。食糧費につきましては投票の立会人、事務従事者の夕食代でございます。印刷製本費につきましては、入場券、選挙人名簿等に要したものでございます。

12節役務費につきましては、郵送料及び計数機、投票用紙交付機等の保守点検料でございます。

13節委託料につきましては、ポスター掲示板の設置及び撤去の業務委託を行ったものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、会場借り上げ料及び投票箱の送致用のタクシーの借り上げ料でございます。

18節備品購入費につきましては、投票箱及び読み取り分類機、スタッカー等を購入したものでございます。

次に、4目大和町土地改良区総代選挙執行費でございます。平成28年10月12日執行の選挙でございまして、無投票でございましたが、それに係る費用に要した経費でございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、選挙管理委員投票立会人等の報酬と費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、当選証書の用紙ケース代でございます。

12節役務費でございますが、これは郵送料でございます。

95ページ、96ページをお願い申し上げます。

次に、5款1項統計調査費でございます。統計調査費につきましては、労働力調査、経済センサス活動調査及び社会生活基本調査に要した費用でございまして、説明書につきましては50ページをお願いいたしたいと思います。

1節及び9節につきましては、統計調査員、指導員の報酬及び費用弁償でございます。

7節賃金につきましては、事務補助員に係る経費でございます。

8節報償費につきましては、協力団体への謝礼でございますが、今回、執行がなかったものでございます。

11節需用費でございます。調査に要した事務消耗品等でございます。

12節役務費につきましては、郵送料及び電話料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県統計協会への負担金、補助金につきましては大和町統計調査員協議会へ助成しを行ったものでございます。

次に、6項1目監査委員費でございます。

説明書につきましては、50ページをごらんいただきたいと思います。

監査委員費につきましては、監査委員、職員の人件費、各種会計の監査に要した費用でございまして、例月出納検査、随時監査、定期監査、各種会計の決算審査、財政

援助団体に対する監査、ほかに視察研修会参加等に要したものでございます。

1 節報酬は、監査委員 2 名の報酬でございます。

決算書につきましては、97、98ページをお願い申し上げます。

9 節旅費でございますが、監査委員の費用弁償及び研修会参加旅費と職員の出張旅費等でございます。

11 節需用費でございます。消耗品代でございますが、コピー代、参考図書等の購入費用等でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、宮黒地方町村監査委員協議会への負担金でございます。

よろしくお願い申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

続きまして、3 款民生費でございます。

1 項 1 目社会福祉総務費につきましては、大和町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等への支援、生活保護等事務費及び国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出し等に要した費用でございます。

説明書につきましては、51ページからあわせてご参照をお願いいたします。

1 節報酬につきましては、民生委員、児童委員の一斉改選が今年の12月に改選されて、それに伴います町推薦委員会委員 7 名分の報酬でございます。

7 節賃金につきましては、生活保護相談員の賃金でございます。

8 節報償費につきましては、民生委員、児童委員改選に伴う各地区推薦準備会委員への謝礼、9 節旅費につきましては、町推薦会、各地区推薦準備会委員の費用弁償でございます。

11 節需用費につきましては、消耗品といたしまして公用車の夏タイヤ購入、ファイル等の事務用品及びコピー代等に要した費用でございます。

100ページをお願いいたします。

食糧費につきましては、民生委員推薦会時のお茶代でございます。印刷製本費につきましては窓あき封筒等の印刷代、修繕料につきましては公用車の車検整備に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、電話料金等の通信費用、公用車の車検手数料及び損害保険料でございます。

13節委託料につきましては、セラピー広場の管理委託業務をいこいの家たんぽぽに委託した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティアセンター、大和町遺族会への補助金でございます。

20節扶助費につきましては、火災被災者1件、浮浪者6名への一時扶助に要した費用でございます。

25節積立金につきましては、長寿社会対策としての基金積立金でございます。

27節公課費につきましては、公用車の車検の際に要した重量税の費用でございます。

28節繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目老人福祉費でございます。老人福祉費につきましては、生き生きサロン、老人クラブへの支援、さらにはシルバー人材センターへの支援、敬老会事業及び高齢者の生活支援事業に要した費用でございます。

8節報償費につきましては、敬老会時の記念品代、アトラクション謝礼等でございます。

11節需用費につきましては、コピー料金等の消耗品費、敬老会時の食糧費及び敬老会に係ります名簿等の印刷製本費でございます。

12節役務費につきましては、敬老会案内状送付に係ります郵送料等の通信運搬費でございます。

13節委託費につきましては、寝具乾燥消毒サービス事業及び軽度生活援助事業の高齢者の生活支援事業に要した委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして宮城県シルバー人材センターへの負担金並びに低所得者利用者負担対策事業といたしまして、特別養護老人ホーム入所者への利用軽減措置といたしましての負担金でございます。補助金といたしまして、町内51地区で実施のとなりぐみ生き生きサロンへの補助金でございます。さらには、大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、老人クラブ並びに老人クラブ連合会への助成金でございます。

101ページ、102ページをお願いいたします。

20節扶助費につきましては、80歳以上の方々への敬老祝金及び8名の100歳の方に対する特別敬老祝金、さらには介護用品購入助成費用、偕楽園入所者5名分の保護措

置費用でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、平成27年度介護保険低所得者利用負担軽減対策事業補助金の償還金でございます。

28節操出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への町の法定負担分と人件費を繰り出したものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

長谷課長、ちょっとお待ちください。

ここで総務課長から訂正の説明があります。総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

大変申しわけございません。先ほど、95ページ、96ページのところの2款5項1目統計調査費の中で、7節賃金ということでご説明申し上げましたが、28年度におきましては賃金の該当ございません。訂正しておわび申し上げたいと思います。削除させていただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

3目の国民年金費でございます。国民年金事務に係る経費でございます。

成果に関する説明書53ページを参照していただきたいと思います。

11節につきましては、事務用品、コピー代などでございます。

12節につきましては、電話料金、郵便料金となるものでございます。

13節でございます。年金事務用のパソコンの保守委託料でございます。

23節につきましては、システム改修、国庫補助金の償還金となるものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

4目障害者福祉費でございます。

成果に関する説明書につきましては、54ページからになりますのでお願いいたします。

障害者福祉費につきましては、障害者総合支援法に基づきます身体、知的、精神の3障害児・障害者への給付及び生活支援などに要した費用でございます。

7節賃金につきましては、手話通訳者配置に伴います事務補助員に要した費用でございます。

103ページ、104ページをお願いいたします。

8節報償費、9節旅費につきましては、障害者福祉計画推進協議会開催に伴います委員8名分の報償費及び身体、知的障害者の相談員への謝礼及び費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、コピー代、事務用品等の消耗品、障害福祉サービスガイドブックの印刷製本に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、主治医の意見書作成手数料、国保連合会への介護給付費請求の審査支払手数料等でございます。

13節委託料につきましては、相談支援事業、訪問入浴、日中一時支援事業及び地域活動支援センターの運営業務等の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、障害福祉サービスシステムの保守借り上げ料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして黒川行政事務組合への障害支援区分認定審査会への負担金、補助金といたしましては、身体障害者福祉協会及び手をつなぐ育成会並びに自動車運転免許取得費補助、いこいの家たんぽぽほか1つの自発的活動支援事業者への補助に要した費用でございます。

20節扶助費につきましては、障害児・障害者への日常生活の用具、更生医療、補装具等に要した費用と、居宅介護やショートステイ、グループホーム入所、さらには通所並びに放課後デイサービス等に要した費用でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、平成27年度障害者扶助費の国県補助金の額が確定したことに伴いまして、精算により償還したものでございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては57ページになりますので、お願いいたします。

ひだまりの丘管理費につきましては、保健福祉総合センターひだまりの丘の維持管

理費等に要した費用でございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、入浴剤及びバケツ等の消耗品の購入に要した費用でございます。

105ページ、106ページをお願いいたします。

燃料費、高熱水費はセンター維持管理に要しました燃料、電気料等の費用でございます。修繕料につきましては、空調機器等の修繕に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、電話料等の通信運搬費、浴槽の水質検査に係ります手数料及びセンター火災保険料に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、総合案内、公衆浴場管理、機械設備保守点検等の施設管理委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、センター内食堂の食器洗い洗浄機の機械借り上げ料及びテレビ受信料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区防火管理者協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。

お願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。後期高齢者医療事務に要した経費でございます。

19節につきましては、県後期高齢者広域連合への町の負担金でございます。

28節につきましては、後期高齢特別会計への繰出金となるものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

7目臨時福祉給付事業費でございます。臨時福祉給付事業費につきましては、消費税の引き上げによる影響を緩和するために、所得の低い方及び高齢者等に対し制度的

な対応が行われるまでの暫定的、臨時的な支給を行ったものに要した費用でございます。

7節賃金につきましては、申請受付等のための事務補助員の賃金に要した費用でございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、コピー料金や事務用品等に要した費用でございます。

107ページ、108ページをお願いいたします。

印刷製本費につきましては、申請書及び封筒等の印刷製本に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、郵便料金振込手数料等に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、臨時福祉給付金システム開発等に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、所得の低い方、高齢者及び障害遺族基礎年金受給対象者並びに経済対策分の臨時福祉給付金支給決定者への交付金でございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）
子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

それでは、3款2項1目児童福祉総務費であります。

主要な施策の成果に関する説明書58ページ、59ページを参照願います。

児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務費特別児童扶養手当等事務費、あんしん子育て医療費助成事業、児童遊園等管理費、子ども虐待防止推進費、児童手当事務費、未熟児養育医療給付事業、子ども・子育て支援対策事業、心身障害者医療費助成事業、幼稚園就園奨励教育振興事業、児童支援センター事業に要した経費であります。

1節報償費につきましては、子ども・子育て会議委員への報酬でございます。

7節賃金につきましては、あんしん子育て医療費助成事務補助員、心身障害者医療費事務補助員、そして生活相談員に要した経費でございます。

109ページ、110ページをお願いいたします。

8節報償費につきましては、未就学児向けのことばの教室指導者への謝金及び大和町虐待防止対策地域連絡協議会委員への報償費でございます。

9節旅費につきましては、子ども・子育て会議委員への費用弁償、大和町虐待防止対策地域連絡協議会委員への旅費でございます。

11節需用費につきましては、コピー代、図書追録代、事務用消耗品購入代、公用車の燃料費、要保護実務者会議の際のお茶代、医療費受給者証、子育て情報誌の印刷代、児童遊園の水道等の光熱水費、修繕料は児童遊園の修繕でございます。

12節役務費につきましては、あんしん子育て医療費助成事務及び児童手当、心身障害者医療事務に係ります郵便料、児童遊園の水道開栓手数料、公用車の損害保険料等でございます。

13節委託料につきましては、児童支援センター運營業務委託費及び乳幼児医療、あんしん子育て医療事務、未熟児医療費等審査及び支払い事務の委託、さらに児童遊園の遊具点検管理に係る業務の委託に要したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、子育て支援サークル団体への補助、幼稚園就園教育振興事業として町内にあります幼稚園への助成、私立幼稚園に通園します町内在住の通園児の保護者に対します助成を行ったものでございます。

20節扶助費につきましては、あんしん子育て医療費、心身障害者医療費、未熟児養育医療費の助成でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、平成27年度の未熟児養育医療給付事業及び子育て世帯臨時特例金の給付の精算確定によります国県への償還金でございます。

続きまして、2目児童措置費であります。

主要な施策の成果に関する説明書59ページを参照願います。

児童措置費のうち、子育て支援課所管分につきましてご説明させていただきます。児童手当支給事業でありまして、ゼロ歳から15歳までの約4,200人への児童手当の支給に要しましたと経費でございます。

7節賃金につきましては、児童手当支給事務補助金の賃金でございます。

11節需用費につきましては、事務用消耗品代購入、児童手当現況届け出の際の印刷製本費代金等でございます。

111ページ、112ページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、児童手当現況届け出の際の郵便料金でございます。

20節扶助費につきましては、児童手当の支給費でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

同じく2目の児童措置費でございます。町民生活課分になります。

まずは、109ページ、11節でございますが、誕生祝い事業ということで誕生カードの祝詞の印刷代などを経費として支出しております。

次に、111ページをお願いいたします。

20節につきましては、第3子以降の育児支援祝い金事業でございます。出産祝い金につきましては54件、小学校入学祝い金につきましては28件、中学校入学祝い金につきましては24件の支出をしてございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

続きまして、3目母子福祉費であります。

主要な施策の成果に関する説明書60ページを参照願います。

母子・父子費につきましては、母子・父子家庭医療費助成事業、母子・父子対策事業に要しました経費でございます。

11節需用費につきましては、コピー代、事務用消耗品購入代、受給者証等の印刷代でございます。

12節役務費は、受給者等の郵便料金でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町母子福祉会への助成を行ったところでございます。

20節扶助費につきましては、母子・父子家庭医療助成でございまして、対象者727名への助成を行ったものでございます。

続きまして、4目保育所費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書60ページから61ページを参照願います。

保育所費につきましては、もみじヶ丘保育所管理運営と私立保育園の菜の花、大和

すぎのこ、杜の丘の各保育園への運営委託及び一時預かり、延長保育に要しました経費でございます。

1 節報酬につきましては、もみじヶ丘保育所の嘱託医、小児科医及び歯科医師等への報酬でございます。

7 節賃金につきましては、保育士、用務員の臨時職員に係るものでございます。

113ページ、114ページをお願いいたします。

8 節報償費につきましては、もみじヶ丘保育所の対象児童への記念品または運動会時の賞品等に要したものでございます。

9 節旅費につきましては、保育所職員の研修旅費でございます。

11 節需用費につきましては、コピー代、事務用消耗品購入代、ガス代、灯油代、来客用お茶代、保育所入所通知等の印刷代、電気料水道料、施設の小破修繕料、給食の賄い材料購入に要した経費でございます。

12 節役務費につきましては、電話料、郵便料、クリーニング代に係る手数料、施設の火災保険料でございます。

13 節委託料につきましては、菜の花保育園、大和すぎのこ保育園、杜の丘保育園の運営委託、もみじヶ丘保育所の給食調理業務、清掃業務、消防設備点検及び警備業務等に要した経費でございます。繰越明許費の委託料につきましては、多子世帯への保育料負担軽減に対応するためのシステム改修を行った経費でございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、もみじヶ丘保育所のAED及び印刷機のリース代、遠足の際のバス借り上げ、清掃用具のレンタル料でございます。

15 節工事請負費につきましては、もみじヶ丘保育所厨房空調機の更新工事に要した経費でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、各種協議会、研修に係る負担金、補助金につきましては、低年齢児保育施設助成事業といたしまして認可外保育施設に運営費の経費の一部について補助を行ったもの。さらに、保育対策事業促進事業として一時預かり、延長保育、障害児保育、地域子育て支援拠点事業に係る運営費の一部を地域保育園に補助いたしましたものでございます。

23 節償還金利子及び割引料につきましては、平成27年度保育所運営費の精算確定によります国・県への償還金でございます。

続きまして、5 目児童館費であります。

主要な施策の成果に関する説明書62ページ参照願いたいと思います。

児童館費につきましては、6 児童館の管理運営事業に要しました経費と放課後児童

クラブ事業に要しました経費でございます。

115ページ、116ページをお願いいたします。

1 節報酬につきましては、6 児童館の児童館運営協議会委員への報酬でございます。

7 節賃金につきましては、児童館除草作業の賃金と、5児童館の児童厚生員18名分、宮床児童館、もみじヶ丘児童館の用務員2名分の賃金でございます。

8 節報償費につきましては、各児童館の特別開館時におけます行事等の講師謝金でございます。

9 節旅費につきましては、運営委員会委員の費用弁償、児童館職員研修旅費でございます。

11節需用費につきましては、消耗品購入代、ガス代、灯油代、来客用お茶代、電気料、水道料、施設の小破修繕に要した経費でございます。

12節役務費につきましては、電話料、郵便料、施設の火災保険料、施設賠償責任保険料でございます。

13節委託料につきましては、吉岡児童館及び吉岡放課後児童クラブ運営委託料、もみじヶ丘児童館改修実施設計業務委託、消防施設点検等の業務委託費でございます。

117ページ、118ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、AED借り上げ、遠足等児童館行事に係りますバス借り上げ、もみじヶ丘児童館の分室としてのプレハブ教室の借り上げ、清掃業務のレンタル料でございます。

18節備品購入費につきましては、もみじヶ丘児童館ランドセル用ロッカー更新及びもみじヶ丘児童館開館に伴います遊具、テーブル、書架、図書等の購入に要したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県児童館連絡協議会、防火管理者協議会への負担金、補助金につきましては児童館母親クラブに対する補助を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

続きまして、3 項 1 目復興支援費でございます。

成果に関する説明書につきましては同じく62ページになります。

復興支援費につきましては、東日本大震災によります住宅の復旧費の融資に係ります
す利子補給に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、町内の金融機関より住宅改修のために
借り入れされた方々への利子補給補助金でございます。

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費でございます。保健衛生総務費につつま
しては、母子保健、乳幼児健康診査、栄養改善、健康づくり推進、自殺対策及び黒川
地域行政事務組合への負担金、さらには水道事業への出資繰出金、戸別合併処理浄化
槽特別会計への繰出金に要した費用でございます。

成果に関する説明書につきましては、63ページからご参照をお願いいたします。

1節報酬につきましては、食育推進会議開催時の委員の報酬でございます。

119ページ、120ページをお願いいたします。

7節賃金につきましては、乳幼児健診、子育て相談訪問指導に係ります保健師、看
護師、栄養士等に要した費用でございます。

8節報償費につきましては、保健推進員、～明るく元気で生きたいわ～健康たいわ
21推進委員の報酬、健診時の医師への謝礼、また献血の際の記念品に要した費用で
ございます。

9節旅費につきましては、食育推進会議委員の費用弁償、職員の研修等旅費に要し
た費用でございます。

11節需用費につきましては、公用車の車検代や燃料費、健康づくり推進事業等各種
事業に要しました事務用品、資材等を購入のほか、母子健康手帳の印刷代、各種健康
診断時の医薬材料の購入等に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、郵送料等に係ります通信運搬費、公用車の損害保険料
のほかクリーニング代等に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、休日当番医の委託、健康増進事業、妊婦健診及び乳幼
児健診等に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、乳幼児精神発達精密健康診査対象者ケア会
議開催時に使用する高速道路通行料等でございます。

18節備品購入費につきましては、シュレッダー等の購入に要した費用でございます。

121ページ、122ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合へ、黒川病院及
び黒川浄斎場等への負担金のほか各種医療対策委員会等への負担金に要した費用で
ご

ございます。また、補助金につきましては、健康推進委員会、食生活改善推進委員会への補助金でございます。

20節扶助費につきましては、里帰り等妊婦健康診査助成に要した費用でございます。

24節投資及び出資金につきましては、水道事業への出資金でございます。

27節公課費につきましては、公用車の車検時に係ります重量税でございます。

28節操出金につきましては、水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目予防費でございます。

成果に関する説明書につきましては、70ページからご参照をお願いいたします。

予防費につきましては、感染症予防、各種予防接種、各種がん検診ほか、健康教育、健康相談に要した費用でございます。

7節賃金につきましては、各種予防接種、検診、健康教育等におきます保健師、看護師、栄養士等の賃金に要した費用でございます。

8節報償費につきましては、各種予防接種時の医師への謝礼及び吉田健康づくり事業の講師謝礼等に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、各種検診時に要します事務用品、医薬材料等の購入費、各種健診の申込書等の印刷製本に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、各種検診等の送付に係ります郵送料の通信運搬費でございます。

13節委託料につきましては、各種予防接種、健康増進法に基づきます健診及び各種がん検診等に要した委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、職員研修会参加時の駐車場使用料に要した費用でございます。

18節備品購入費につきましては、各種保険事業に使用いたします高圧蒸気滅菌器を購入したものでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、123ページをお願いいたします。

4款1項3目環境衛生費の町民生活課分でございます。環境美化の推進、ごみの不法投棄防止、公衆衛生活動、公害対策、狂犬病予防、環境マネジメントシステムの推進に要した経費でございます。

成果に関する説明資料、74ページから76ページの参照をお願いいたします。

7節につきましては、大和インター周辺の花壇整備の作業賃金となるものでございます。

8節につきましては、環境美化推進の謝金でございます。

9節につきましては、環境衛生組合連合会研修などの職員の旅費となるものでございます。

11節につきましては、防疫薬剤のほか、事務用品、環境美化推進チラシ印刷代、防疫機械の修繕費などでございます。

12節につきましては、空き地除草通知の通信費、それから自動車の保険料でございます。

13節につきましては、臨時粗大ごみの運搬処理、不法投棄ごみの処理業務、不法投棄監視パトロール及び撤去作業の業務、河川水質検査業務、騒音測定業務、狂犬病予防注射業務、機密文書処理及び紙のリサイクル処理委託経費に係る業務委託となるものでございます。

14節につきましては、狂犬病予防注射時の会場借り上げ料でございます。

18節につきましては、防疫散布の機械の購入費となるものでございます。

125ページをお願いいたします。

19節につきましては、環境衛生組合連合会、それから黒川食品衛生協会大和支部への補助金、それとみやぎグリーン購入ネットワークへの負担金となるものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長三浦伸博君。

まちづくり政策課長（三浦伸博君）

続きまして、3目環境衛生費のうち、まちづくり政策課所管分につきましてご説明申し上げます。

123ページ、124ページにお戻りをお願いいたします。主要な施策の成果に関する説

明書74ページにつきましてもあわせてご参照をお願いいたします。

環境衛生費につきましては、環境計画推進事業、再生可能エネルギー等導入事業費に關します費用でございます。

1 節報酬及び9 節旅費につきましては、環境審議会委員の報酬及び費用弁償でございます。

11 節需用費につきましては、第二次環境基本計画印刷製本代等でございます。

12 節役務費につきましては、役場庁舎保健福祉総合センター、鶴巢防災センターへ設置いたしております太陽光発電設備の建物災害共済分担金でございます。

13 節委託料につきましては、役場庁舎、保健福祉総合センター、鶴巢防災センター3 施設の電気施設管理業務の委託料でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、125ページをお願いいたします。

2 項清掃費 1 目廃棄物処理費でございます。一般廃棄物の処理事業、資源回収奨励事業、環境美化施設整備補助、宮床山田埋立場の維持管理に要した経費でございます。成果に関する説明書76ページから78ページをお願いいたします。

1 節につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員の報酬となるものでございます。

8 節につきましては、38団体に対する資源回収の奨励金となるものでございます。

9 節につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員の費用弁償となるものでございます。

11 節につきましては、クリーンステーション用の看板代及び修繕費、廃棄物処分券、納入通知書の印刷、資源収集用ネットの購入に要した経費となるものでございます。

12 節につきましては、コンテナ保管庫の火災保険料となるものでございます。

13 節につきましては、一般廃棄物収集運搬業務及び山田埋立場の除草作業業務の委託料となるものでございます。

15 節につきましては、山田埋立場の進入道路の災害箇所の復旧工事を行ったものでございます。

19 節につきましては、黒川地域行政事務組合のし尿処理、ごみ処理、最終処理場の

運営経費の負担金ということになります。さらには、クリーンステーションの整備の補助金ということでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

ここで、暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。

午後1時55分 休憩

午後2時05分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

農業委員会事務局長大塚弘志君。

農業委員会事務局長（大塚弘志君）

5款農林水産業費1項1目農業委員会費でございます。農業委員会事務に要した経費でございます。

成果に関する説明書につきましては、79ページでございます。

1節報酬につきましては、農業委員16名の報酬でございます。

127、128ページをお願いいたします。

7節賃金につきましては、事務補助員の3カ月分の賃金でございます。

9節旅費につきましては、農業委員会総会出席など費用弁償でございます。旅費につきましては、農業委員研修旅費でございます。

10節交際費につきましては、農業委員会会長交際費でございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、コピー代ほか事務用消耗品代でございます。燃料費につきましては公用車のガソリン代、食糧費につきましては農地パトロールの際のお茶代、印刷製本費につきましては農業委員会だより及び事務用封筒印刷代でございます。

12節役務費につきましては、郵便料金等の通信運搬費でございます。

13節委託料費につきましては、農家台帳システム保守業務の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、農業委員研修のためのバスの借り上げ料及び有料道路通行料でございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、一般社団法人宮城県農業会議ほか2団体への負担金でございます。補助金につきましては、大和町認定農業者連絡会への補助金でございます。

以上でございます。

議長 (馬場久雄君)
財政課長千坂俊君。

財政課長 (千坂俊範君)

それでは、続きまして、2目農業総務費のうち、財政課関係分につきましてご説明させていただきます。

決算書は129、130ページ。説明書は80ページをお願いしたいと思います。

農業総務費の関係におきましては、財政課の所管しております町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田・落合ふるさとセンターの施設管理運営に要した経費でございます。

7節賃金につきましては、宮床基幹集落センターの清掃員賃金でございます。

11節需用費につきましては、各施設の管理用消耗品、電気料等の光熱水費、施設の修繕料でございます。

12節役務費につきましては、電話料及び施設の火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、町民研修センター窓口業務委託及び日直巡視業務、清掃業務、施設管理、消防設備点検業務、浄化槽維持管理業務の委託料となっております。

14節使用料及び賃借料につきましては、テレビの受信料と施設管理用マットの借り上げ料であります。

15節工事請負費につきましては、宮床基幹集落センター、落合ふるさとセンターの空調機器設置工事、トイレ改修工事代であります。

以上でございます。

議長 (馬場久雄君)
産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 （文屋隆義君）

続きまして、2目農業総務費のうち産業振興課分についてご説明いたします。

成果に関する説明書は同じく80ページになります。

産業振興課分につきましては、宮床ふれあい農園の管理運営と公用車の管理が主なものでございます。

8節報償費は、JAあさひな農協まつりにおきます農林産品品評会の副賞代でございます。

11節需用費は、消耗品、コピー代、公用車等の燃料代、宮床ふれあい農園の水道及び電気代でございます。

12節役務費は、公用車の共済分担金及び宮床ふれあい農園管理棟の建物共済費でございます。

13節委託費は、ふれあい農園の管理委託料及び浄化槽の維持管理清掃委託料でございます。

18節備品購入費は、ふれあい農園の管理機1台の購入代でございます。

19節負担金補助及び交付金は、公益社団法人みやぎ農業振興公社現主要事業に係る負担金及び鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金でございます。

次に、3目農業振興費でございます。

成果に関する説明書につきましては80ページから82ページになります。

農業の振興、認定農業者の育成と農業経営改善への取り組み支援等に要した経費及び多面的機能支払交付金事業、たいわ産業まつり、制度資金利子補給、中山間地域の振興及び農地等環境保全対策費等に要した経費、有害鳥獣対策に要した経費でございます。

1節報酬は、有害鳥獣対策実施隊24名の報酬でございます。

131ページ、132ページをお開き願います。

9節旅費は、大和町認定農業者連絡会先進地視察研修に係る15名の旅費及び随行職員2名の旅費でございます。

11節需用費は、消耗品、コピー代、イノシシ捕獲用くくりわな代、公用車の燃料代及び多面的機能支払交付金事務手続説明会時のお茶代でございます。

12節役務費は、有害鳥獣の情報提供に伴う携帯電話の通信費用に要した経費でございます。

13節委託料は、平成28年度、29年度大和町農業振興地域整備計画変更業務委託料に係る部分払いの費用でございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、有害鳥獣被害対策協議会、県中山間地域活性化推進協議会、全国中山間地域対策協議会、黒川地域担い手育成総合支援協議会、県青果物価格安定相互補償協会への負担金、補助金につきましては、農業制度資金利子補給金及び新規就農者促進対策資金利子補給金、黒川農作物病害虫防除推進協議会、黒川地域農業用プラスチック適正処理推進協議会、たいわ産業まつり実行委員会、担い手確保経営強化支援事業、多面的機能支払交付金、農業中間管理事業、中山間地域振興事業、中山間地域等直接支払交付金事業、農地等環境保全対策事業、産直リースハウス事業等としてJAあさひなへの補助、さらには狩猟免許取得・更新に係る費用の一部助成を行ったものでございます。

次に、4目畜産業費でございます。

成果に関する説明書は82ページになります。

大和町畜産振興協議会を通じた畜産農家への予防接種並及び枝肉共励会等への支援、管内肉用牛の素牛の保育保留等に対する支援に要したものが主なものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、大和町畜産振興協議会及び県畜産協会への負担金、繁殖牛・子牛事故共助事業及び肉用牛素牛保留促進特別事業への補助金であります。

25節積立金は、肉用牛貸付飼育事業運営基金に係る利子分の積立金であります。

次に、5目農地費でございます。主なものとしては、排水機場洪水調整事業、農業基盤整備促進事業、王城寺原演習場周辺障害防止対策事業に要した経費でございます。

成果に関する説明書につきましては、80ページから82ページになります。

7節賃金は、農業用施設環境整備対策として、もみじヶ丘ため池の除草に要したものでございます。

133ページ、134ページをお開き願います。

9節旅費は、技術者研修会の職員の旅費でございますが、参加しなかったものでございます。

11節需用費は、アユ、イワナ、サケ、マスの稚魚代、農業農村整備事業管理計画図書印刷代、舞野大橋の電気代、農道舞野大橋照明の修繕に要したものでございます。

12節役務費は、ため池等248カ所の農業用施設に係る施設賠償責任保険料でございます。

13節委託料は、杜の丘ため池の管理運営業務、高速道路と交差する歩道橋点検業務など及び大角地区大堤ため池の県営ため池整備事業実施設計書作成業務、相川堰取水路測量業務に要したものでございます。

14節使用料及び賃借料は、建設物価版等の刊行物掲載単価の著作権に係る使用料で

ございます。

15節工事請負費は、大角ため池整備工事の前金払い、農道高山百目木線の路面排水設置工事に要した経費でございます。

16節原材料費は、農道補修用の砕石購入代でございます。

19節負担金補助及び交付金は、吉田川流域ため池大和町外3市3ヶ町村組合、大衡村外1町牛野ダム管理組合、大和町内土地改良事業団体連絡協議会、宮城県土地改良事業団体連合会、八志田堰用水路改修事業への負担金のほか、大和町土地改良区への排水機場洪水整備事業への補助金であります。

28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

次に、6目水田農業対策費でございます。

成果に関する説明書は83ページから84ページになります。

経営所得安定対策に基づく水田農業ビジョンに沿った米づくり及び転作推進に要した費用でございます。

7節賃金は転作現地確認調査の立ち会いに係るもの、8節報償費は人・農地プラン検討委員会に係る費用弁償、9節旅費は水田農業先進地視察研修として秋田市、大仙市への旅費でございます。

11節需用費は、消耗品費、コピー代及び事務用品代となります。

135ページ、136ページをお開き願います。

食糧費は代表者説明会の際のお茶代、印刷製本費は返信用封筒印刷代であります。

12節役務費は、通信用切手代に係るものでございます。

13節委託料は、経営所得安定対策支援システムの保守及び地図情報システム導入に係る業務委託料であります。

14節使用料及び賃借料は、水田農業先進地視察研修の際のバス借り上げ料と有料道路通行料及び転作現地確認の際の車借り上げ料となります。

19節負担金補助及び交付金は、水田農業構造改革対策支援事業、水田農業ビジョン推進事業、集団営農用機械整備事業及び大規模水稻直播栽培団地育成事業の補助金でございます。

次に、2項林業費1目林業振興費でございます。

成果に関する説明書は84ページになります。

林業の振興、森林整備、林道の維持管理、森林病虫害対策等に要した費用でございます。

7節賃金は、林道鍛冶屋敷線、一本杉線のほかの除草及び支障木の除去に係る作業

員の賃金でございます。

9 節旅費は、職員の研修旅費でございますが、参加しなかったものあります。

11 節需用費は、消耗品代及び林道の修繕料であります。

13 節委託料は、森林管理巡視業務、森林病虫害防除事業、蛇石せせらぎの森管理業務のほか、林道大平桑沼線などの除草業務及び南川ダム湖畔千本桜管理業務に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、宮城県林業振興協会ほかの負担金、民有林育成対策推進事業及び森林保全推進事業への補助金であります。

137 ページ、138 ページをお開き願います。

次に、3 項水産業費 1 目水産業振興費でございます。水産業の振興として全雌三倍体イワナである伊達いわなの生産体制の強化及び販路拡大の支援に要した費用でございます。

8 節報償費は、伊達いわな紹介に係る料理講評発表者への謝礼であります。

11 節需用費は、試食会に係る材料費、のぼり代、加工処理施設の光熱水費及び外壁等の修繕に要したものであります。

12 節役務費は、PR チラシの送付費用でありましたが、宮城県において PR チラシを作成したため支出がなかったものであります。

13 節委託料は、試食会の委託を大和町飲食店組合にお願いする予定でありましたが、材料費のみで試食を実施してくれることになったことから支出がなかったものであります。

14 節使用料及び賃借料は、加工処理施設の土地と建物の賃貸料でございます。

15 節工事請負費は、伊達いわな生産体制強化建物改修工事と設備等改修工事に要した経費であります。

18 節備品購入費は、伊達いわな生産体制強化備品等の購入費用でございます。

次に、商工部門についてご説明いたします。

説明書は85ページから88ページになります。

6 款 1 項商工費 1 目商工総務費につきましては、人件費等管理事務費でございます。

139 ページ、140 ページをお開き願います。

2 目商工振興費でございます。商店街活性化対策事業としてくろかわ商工会、大和まると市及び空き店舗活用創業者への助成のほか、中小企業振興資金融資、工場立地及び企業誘致対策に要した経費でございます。

7 節賃金は、仙台北部工業団地内にある中央公園の除草に要した経費でございます。

8節報償費は、企業等連絡懇話会での講師謝礼であり、講師を宮城大学副理事長にお願いしたことにより支払いがなかったものでございます。

9節旅費は、職員の企業訪問及び企業立地セミナー等へ参加のために要したものでございます。

11節需用費は、コピー代、消耗品代、及び大和町企業等連絡懇話会の飲食代、大和リサーチパーク企業立地歓迎看板修繕等に要したものでございます。

12節役務費は、第一、第二北部団地の読売新聞への広告料を仙台北部中核都市建設連絡協議会で支出したため、支出がなかったものでございます。

14節使用料及び賃借料は、企業訪問等の際に高速有料道路を使用しなかったため、支出がなかったものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、中小企業振興資金信用保証料補給金のほか、仙台北部中核都市建設連絡協議会等への負担金。補助金は、くろかわ商工会に対し経営改善普及事業、地域総合振興事業への補助金及び割り増し商品券発行事業に係る割り増し分の補助、大和まるごと市及び店舗取得改修促進事業への補助、中小企業振興資金の利子補給と企業立地奨励金4件、用地取得奨励金2件、用地取得助成金2件に要したものでございます。

21節貸付金は、中小企業振興資金貸付の預託金でございます。

22節補償補填及び賠償金は、宮城県信用保証協会への中小企業振興資金損失補償料でございます。

次に、3目観光費でございます。

成果に関する説明書は87ページから88ページになります。

船形山、七ツ森、南川ダムを主としての周辺観光施設を利用した自然型観光の推進、大和町観光物産協会への支援、まほろば夏まつり、島田飴まつりへの支援、その他観光施設の維持管理に要した経費でございます。

7節賃金は、登山道及び遊歩道の除草作業、避難小屋、野営場の管理に要したものでございます。

8節報償費は、吉岡塾本陣案内所ガイドスタッフの謝礼を予定しておりましたが、観光物産協会に業務委託したため、支出がなかったものでございます。

141ページ、142ページをお願いいたします。

11節需用費は、コピー代、消耗品代、公用車の燃料代、電気料、四十八滝運動公園等の修繕等に要したもの。また、繰越明許費は、吉岡塾本陣案内所及び映画「殿、利息でござる！」に係るのれん作成や展示用パネル等の関係用品代、本陣案内所展示リ

フォーム及び修繕に要したものでございます。

12節役務費は、旗坂野営場の給水施設の水質検査手数料のほか、産業振興課管理の町有建物と公用車の災害共済の保険代に要したものの。また、繰越明許費は、映画「殿、利息でござる！」の広告料に要したものでございます。

13節委託料は、南川・宮床ダム周辺の公園や仙台北部中核工業団地内の公園管理業務のほか四十八滝運動公園、ふれあいの里、ダイナヒルズ運動公園の指定管理料と七ツ森陶芸体験館の指定管理料、旗坂野営場及び四十八滝運動公園の浄化槽維持管理に要したものでございます。また、繰越明許費は、吉岡塾本陣案内看板設置、シャッターアートデザイン制作業務、吉岡塾巡り散策マップ作成業務及び本陣案内所警備保障業務などに要したものでございます。

14節使用料及び賃借料は、船形山入山届ポスト設置場所の借り上げ、尾花沢市花笠踊りの交流参加者の送迎バス借り上げ及び花巻市石鳥谷さんさ踊り交流事業への高速道路通行料に要したものでございます。

15節工事請負費は、七ツ森ふれあいの里トイレ改修工事、七ツ森陶芸体験館照明器具修繕工事などに要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、宮城県観光連盟、みやぎまるごとフェスティバル、仙台・宮城観光キャンペーン、黒川地域地場産業振興協議会などへの負担金のほか、七ツ森湖畔公園花まつり、大和町観光物産協会、お立ち酒全国大会、まほろば夏まつり、ハロウィンフェスタ、仙臺鍋まつり及び島田飴まつりへの補助金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

続きまして、7款土木費についてご説明申し上げます。土木費につきましては、道路、河川、橋梁、都市計画、住宅の維持管理及び建設に係る費用でございます。

決算書同じく141ページ、142ページでございます。あわせて成果に関する説明書につきましては89ページから93ページになりますので、あわせてご参照願います。

初めに、1項1目土木総務費になります。

決算書143、144ページをお願いします。

11節需用費につきましては、コピー料金、法令図書の追録及び参考図書の購入に要

した費用となります。

12節役務費につきましては、携帯電話3台分の通信料、土地購入における収入印紙の購入手数料であります。

13節委託料につきましては、町道18路線2.42キロメートルの道路台帳作成及び修正業務、国土調査の訂正に伴う測量等に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、建設物価調査会への著作権使用料でございます。

16節原材料費につきましては、土地境界立ち合い用資材の購入に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県道路協会ほか11の各種協会等への負担金でございます。

続きまして、2項1目道路維持費になります。

7節賃金につきましては、山間部の町道42路線、延長47.63キロメートルを地元15行政区に年2回の除草作業を委託した費用で、そのほかに町道の補修、側溝の清掃、除雪の補助作業などに要した費用でございます。

11節需用費につきましては、コピー料金、道路照明灯に係る電気料、道路の修繕、公用車両の燃料費及びバスターミナルに係る電気料、上下水道料金に要した費用でございます。

145、146ページをお開き願います。

12節役務費につきましては、公用車に係る保険料、バスターミナルの火災保険料等に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、除雪及び融雪等に係る業務、町道維持管理業務、除草及び街路樹剪定、道路清掃、土砂撤去等に係る業務並びにバスターミナルの清掃及び警備に係る業務に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、町道南青木柴崎線ほかの土地の使用。

15節工事請負費につきましては、町道追波川線ほか3路線の舗装修繕、町道磯ヶ沢前川荒線ほか5路線の側溝修繕、町道もみじヶ丘3号幹線の歩道修繕、町道馬場ゴイシコウ線ののり面修繕工事に要した費用であります。

16節原材料費につきましては、碎石、アスファルト合材等道路維持修繕の資材、道路附属物の資材及び融雪剤の購入に要した費用でございます。

18節備品購入費につきましては、公用車両、軽トラックの購入に要した費用でございます。

27節公課費につきましては、都市建設課所管の車両5台分の重量税でございます。
続きまして、2項2目道路新設改良費になります。

147、148ページをお願いします。

11節需用費につきましては、コピー料金、図面の複写機に係る消耗品に要した費用でございます。

12節役務費については、繰り越しであります町道蒜袋宮前線用地取得に係る分筆登記に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、国土交通省補助事業としまして、五輪沢下橋ほか6橋及び平成27年度繰り越し分の金谷中橋ほか35橋の橋梁長寿命化修繕計画等策定業務、防衛省補助事業として町道幕柳大平線、同じく前河原熊谷線の路線測量及び道路詳細設計業務に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、土木積算システム図面複写機に係るリース料でございます。

15節工事請負費につきましては、国土交通省補助事業としまして繰越事業であります田中橋の橋梁補修工事、防衛省補助事業といたしまして町道桧木上舞野線の道路改良舗装工事、町道高田線ほか3路線の道路舗装改良工事、単独事業としまして町道太田小鶴沢線の道路舗装新設工事、町道蒜袋宮前線の道路改良工事に要した費用でございます。

17節公有財産購入費につきましては、町道蒜袋宮前線で14筆、767.66平米の土地購入に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、吉田川河川改修事業に伴います丸子淵橋のかけかえ工事に係る工事負担金でございます。

22節補償補填及び賠償金につきましては、町道蒜袋宮前線及び桧木上舞野線の電柱移転に要した費用でございます。

続きまして、2項3目橋りょう維持費でございます。

13節委託料につきましては、樋場橋の支障木の除去業務を檜和田下地区にお願いしております委託に要した費用でございます。

続きまして、2項4目交通安全施設整備事業費になります。

15節工事請負費につきましては、交通安全施設工事としまして町道古熊野堂線ほか13路線の区画線設置工事、橋梁田中橋の重量規制に伴います橋りょう通行規制看板設置工事に要した費用であります。

149ページ、150ページをお願いします。

16節原材料費につきましては、カーブミラー等の購入に要した費用でございます。
続きまして、3項1目河川費になります。

7節賃金につきましては、準用河川山田川や湯沢川などの土砂撤去作業に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、鶴巢大崎地区の西川左岸側の西川樋函に係る電気料及び事務用品の消耗品費。

12節役務費につきましては、準用河川窪川の不動産鑑及び分筆登記及び繰り越しであります。小西川及び明ヶ沢川の同じく分筆登記に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、同じく準用河川窪川の用地測量、地元をお願いしております樵鳥屋排水樋管の操作管理委託に要した費用でございます。

15節工事請負費につきましては、準用河川小西川及び同じく明ヶ沢川の改修工事、準用河川窪川における土砂のしゅんせつ工事に要した費用であります。

17節公有財産購入費につきましては、準用河川窪川の土地購入及び繰り越しであります。小西川及び明ヶ沢川の土地購入残金に要した費用であります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、河川愛護団体であります大和町河川愛護会への補助に要した費用でございます。実施状況につきましては、説明資料の92ページ中段に掲載しているところでございます。7河川、20地区、作業延べ人員664人の方々が河川愛護活動に参加いただいているところでございます。

22節補償補填及び賠償金については、準用河川明ヶ沢川改修により、県道升沢吉岡線に埋設されております水道管の移設に要した費用でございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。

説明書につきましては92ページになります。

決算書149、150ページ、1節報酬及び151、152ページの9節旅費につきましては、都市計画審議会を1回開催しております。その開催に際しての審議員の報酬及び費用弁償等に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、図書並びに印刷用ロール紙の購入、都市計画審議会におけるお茶代に要した費用でございます。

19節負担金につきましては、財団法人都市計画協会への負担金でございます。

25節積立金につきましては、都市整備基金への積み立てでございます。

続きまして、4項2目下水道費になります。

28節繰出金につきましては、下水道事業特別会計へ繰り出したものでございます。

4項3目公園費になります。都市公園31カ所、都市緑地4カ所及び緑道等22カ所の

維持管理に要した費用でございます。

7節賃金につきましては、砂場等の砂補充やベンチの板等の交換に要した費用であります。

11節需用費につきましては、公園の街灯の電気料、上下水道料金、地区委託の公園の蛇口及び照明灯修繕など。

12節役務費につきましては、公園のトイレ、あずまや等の火災保険料及び吉岡東公園ほか5公園の水道開栓手数料に要した費用でございます。

153、154ページをお願いします。

13節委託料につきましては、株式会社大和町地域振興公社へ都市公園指定管理委託料、もみじヶ丘1号公園ほか4公園の地元への委託料に要した費用でございます。

15節工事請負費につきましては、わかば公園、熊野堂公園等の遊具等撤去・新設に要した費用でございます。

19節負担金及び交付金につきましては、日本緑地協会への負担金でございます。

つづきまして、5項1目住宅管理費になります。町営住宅につきましては、木造住宅39戸、中高層アパート140戸、合わせて179の維持管理に要した費用でございます。

7節賃金につきましては、住宅敷地の除草作業に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、各住宅の配水管の修繕、電気設備の修繕、明け渡し時の修繕等、駐車場証明書の印刷製本費。

12節役務費につきましては、住宅の火災保険料、受水槽の水質検査手数料及びクリーニング代等に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、住宅の消防設備の保守点検、アパートの受水槽の清掃点検業務、住宅敷地内の除草の管理業務に要した費用。

14節使用料及び賃借料につきましては、宮床下小路住宅の借地料でございます。

155、156ページをお願いします。

15節工事請負費につきましては、下町住宅2号棟外壁塗装塗替工事のほか、山ノ神住宅10号ほか2戸の解体工事に要した費用でございます。

16節原材料費につきましては、駐車場等の誘導などに使用したポールや単管パイプ等の購入に要した費用であります。

以上が7款土木費に係る支出でございます。よろしくをお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

続きまして、同じページの8款消防費でございます。黒川地域行政事務組合への負担金、消防団活動、消防設備の維持管理及び水防団活動並びに災害対策に要した費用になるものでございます。

説明書につきましては94ページをご参照願いたいと思います。

1項1目常備消防費でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、黒川地域行政事務組合への消防経費に係ります負担金でございます。

2目非常備消防費につきましては、消防団員539名に対します報酬及び費用弁償、団員の装備品の購入等に要した経費になるものでございます。

1節及び9節につきましては、消防団員の報酬及び費用弁償となります。

8節報償費につきましては、団員表彰の際の記念品代等でございます。

11節は需用費でございます。新任団員の活動服、団員の救助用の半長靴、防火衣、活動用手袋及び夏季演習に係ります飲料水等の購入に要したものでございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、火災出動の際の車の借り上げ料でございます。

19節負担金補助及び交付でございます。宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合等への負担金及び大和町婦人防火クラブ連合会への事業費補助を行ったものでございます。

次に、3目消防施設費でございます。防火水槽や消火栓など消防施設の維持管理や整備に要した費用になるものでございます。

11節需用費につきましては、小型動力ポンプ軽積載車等の燃料代やポンプ庫の電気料及び消防用ホースなどの維持管理に要した費用でございます。

決算書、次のページ、157、158ページをお願い申し上げます。

12節でございます。役務費でございますが、小型動力ポンプ付軽積載車、ポンプ車の保険料等でございます。

13節委託料につきましては、もみじヶ丘多目的貯水槽の管理委託料、鶴巣太田ポンプ庫実施設計業務に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、消防自動車車庫用地の借り上げ料でございます。

15節工事請負費につきましては、鶴巣太田地区の小型ポンプ庫1棟の新築工事費及

び南部コミュニティセンター敷地内に防災備蓄倉庫の設置の工事費並びに耐震貯水槽の設置工事費でございます。

18節備品購入費につきましては、鶴巣太田班の小型動力ポンプ付軽積載車の購入及び消防団デジタル簡易無線機の購入費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、消火栓320基の維持管理に要した経費分を負担金として支出したものでございます。

27節公課費でございます。小型動力ポンプ付軽積載車5台、ポンプ車1台、本部指揮車、本部積載車2台の自動車重量税でございます。

次に、4目水防費でございます。水防団員の水防活動に対する費用弁償、団員の装備品の購入等及び水防倉庫の電気料等に要した費用になるものでございます。

8節報償費でございますが、水防協議会の開催の費用でございましたが、開催がなかったものでございます。

9節旅費でございます。水防活動出動による費用弁償でございます。

11節需用費でございます。水防活動用ゴム長靴の購入及び水防倉庫の電気料でございます。

12節、災害時の有線電話料でございます。

16節原材料費でございますが、水防倉庫の備蓄資材を購入したものでございます。

159、160ページをお願い申し上げます。

5目災害対策費でございます。携帯無線機の保守点検業務、地域防災訓練に要します経費、自主防災組織の設置促進、体育センター耐震診断業務等に要した経費となるものでございます。

1節報酬、9節旅費につきましては、防災会議の開催を計画いたしておりましたが、開催できなかつたものでございます。

8節報償費につきましては、自主防災組織の研修会の講師謝金を措置しておりましたが、研修会を開催できなかつたものでございます。

11節需用費でございますが、コピー代等の消耗品費や非常食などの購入費のほか、自主防災組織に貸与いたします投光器等を購入いたしましたものでございます。

12節役務費でございますが、衛星携帯電話やエリアメール等の通信料、震度計情報等回線使用料及び地域防災訓練で使用いたしました消火器の詰めかえの手数料などでございます。

13節委託料でございます。携帯無線機の保守点検業務委託料、体育センター耐震診断業務委託料でございます。

18節備品購入費でございます。新たに設立されました中町、それから吉岡まほろば二丁目、蒜袋地区の自主防災組織へ貸与いたします発電機等を購入いたしましたものでございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、宮城県地域衛星通信ネットワーク市町村無線局管理負担金及び携帯無線機の電波利用料、携帯無線機の再免許申請、陸上無線局負担金でございます。

消費費については以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 （小川 晃君）

次に、教育費についてご説明申し上げます。

159、160ページでございます。成果に関する説明書につきましては、95ページからあわせてご参照をお願いいたします。

9款1項1目教育委員会費は、教育委員会の運営に要する費用で、教育委員会の定例会12回、臨時会4回の開催及び学校訪問等を実施したものでございます。

1節報酬及び9節旅費は、教育委員の報酬、費用弁償でございます。

161ページ、162ページをお願いいたします。

10節交際費は、教育長交際費でございます。

11節需用費は、研修会時資料代、参考図書代などでございます。

19節負担金補助及び交付金は、仙台管内及び黒川郡教育委員会連絡協議会に対する負担金でございます。

次に、2目事務局費は、事務局の運営、教育相談事業、確かな学びプロジェクト事業、学び支援コーディネーター配置事業、各種団体に対しての負担金や補助等に要した費用でございます。

1節報酬は、心身障害児就学指導審議会委員、いじめ問題対策連絡協議会委員及びいじめ問題対策調査委員会委員に対する報酬でございます。

7節賃金は、教育相談員に対する賃金でございます。

8節報償費は、夢と希望と志を語る会における講師及び学び支援コーディネーター、放課後自習教室、サマースクール・ウインタースクールへの協力者に対する謝金でございます。

9節旅費は、心身障害児就学指導審議会委員、いじめ問題対策連絡協議会委員及びいじめ問題対策調査委員会委員に対する費用弁償及び支援コーディネーター、放課後自習教室、サマースクール・ウィンタースクール協力者等の旅費でございます。

163ページ、164ページをお願いいたします。

11節需用費は、消耗品として事務用品、コピー、参考図書など、燃料費は公用車ガソリン代、食糧費は小学校親善陸上記録会、競技役員及び就学时健診従事者の昼食代等でございます。印刷製本費は大和町の学校教育、家庭学習の手引き及び陸上記録会記録証などの印刷に要したものの、修繕料は公用車の修理に要したものでございます。

12節役務費は、電話料金、郵便料金、オーディオメーター検査料、自動車保険料及び学習支援員等の傷害保険料に要したものでございます。

13節委託料は、標準学力調査事業、土曜学習まほろば塾事業によるものでございます。

14節使用料及び賃借料は、学校教育用コンピューターの借り上げ料及び夢と希望と志を語る会の児童輸送等に係る車借り上げでございます。

19節負担金補助及び交付金は、黒川地域行政事務組合ほか5団体に対する負担金でございます。

25節積立金は、学校校舎建設基金及び学校教育振興基金への積み立てを行ったものでございます。

27節公課費は、公用車重量税でございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費は、小学校6校の施設維持及び児童・教職員の健康診断、学校管理費用、備品等の購入に要した費用でございます。

1節報酬は、学校医、学校薬剤師への報酬でございます。

7節賃金は、事務補助員、立木伐採等作業員賃金、体育館巡視員及びプール監視員への賃金でございます。

8節報償費は、運動会の賞品及び卒業生への記念品でございます。

165ページ、166ページをお願いいたします。

11節需用費は、小学校における消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び備品の修繕料でございます。

12節役務費は、電話料、郵便料金及びインターネット回線使用料等の通信運搬費、プール水検査、ピアノ調律、クリーニング等の手数料、火災保険料、プール監視員及び体育館巡視員に係る損害保険料等でございます。

13節委託料は、児童・教職員の健康診断及び学校業務員8名の業務委託料等、施設

備品管理委託料は学校警備業務委託でございます。

14節使用料及び賃借料は、鶴巣小学校進入路に係ります土地借り上げ料、陸上記録会、林間教育等における児童輸送のための車借り上げ料、テレビ聴取料、清掃用具借り上げ料でございます。

18節備品購入費は、職員室用パソコン購入、学校用備品の購入代でございます。

19節負担金補助及び交付金は、学校管理下における児童の傷害共済負担金及び富谷黒川地区学校保健会等への負担金でございます。

次に、2目の教育振興費は、小学校の教材備品整備事業、学校地域共学推進事業、魅力ある図書館づくり事業、スクールソーシャルワーカー配置事業及び学習支援員配置事業、「たいわっ子」芸術文化推進事業に要した費用でございます。

7節賃金は、学習支援員及び学校図書支援員の賃金でございます。

8節報償費は、スクールソーシャルワーカーに対する謝金でございます。

11節需用費は、学校行事用品、教材等の消耗品でございます。

12節役務費は、不要薬品等処理手数料及びスクールソーシャルワーカーの障害保険料でございます。

167ページ、168ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料は、「たいわっ子」芸術文化推進事業によるこども狂言会のためのバス借り上げ料でございます。

18節備品購入費は、魅力ある図書館づくり整備事業として学校図書の整備に要した費用及び学校教材備品等の整備に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金は、学校・地域共学推進事業として各学校への交付金及び遠距離通学対策費として延べ25名の対象児童保護者への通学用費用の交付金でございます。

20節扶助費は、要保護5名、準要保護105名及び特別支援教育就学児童30名に対する教材費、給食費等の援助を行ったものでございます。

次に、3目の小学校施設整備費ですが、施設の整備や修繕等、施設設備の保守点検に要した費用でございます。

11節需用費は、校庭用の山砂等の消耗品費及び校舎の修繕料でございます。

12節役務費は、廃棄物の処理手数料でございます。

13節委託料は、樹木の剪定業務委託、鶴巣小学校のり面復旧測量設計業務、落合小学校バルコニー改修工事管理業務及び学校各種設備の保守点検について委託したものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、自動体外式除細動器AEDの借り上げ料でございます。

15節工事請負費は、落合小学校バルコニー改修工事、嘉太神校舎トイレ改修工事、吉岡小学校遊具設置工事等を実施したものでございます。

18節備品購入費は、学校用品備品を購入したものでございます。

次に、4目小学校建設費の13節委託料は、吉岡小学校耐力度調査業務の委託料でございます。

議 長 (馬場久雄君)

小川課長、ここで暫時休憩したいと思います。

暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。

午後3時03分 休 憩

午後3時13分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

続きまして、169、170ページをお願いいたします。

次に、3項中学校費1目学校管理費ですが、中学校2校の施設維持管理及び生徒、教職員の健康診断、学校管理用備品の購入に要した費用になります。

1節報酬は、学校医、薬剤師に対する報酬でございます。

7節賃金は、事務補助員、体育館、スクールバス転回場安全巡視員、用務員及び作業員の賃金でございます。

8節報償費は、体育祭の賞品及び卒業生への記念品でございます。

9節旅費は、学校用務員の事務連絡時旅費でございます。

11節需用費は、中学校における消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び備品の修繕料でございます。

12節役務費は、電話料、郵便料金及びインターネット回線使用料等の通信運搬費、飲料水検査、ピアノ調律等の手数料、火災保険料、傷害保険料でございます。

71ページ、72ページをお願いいたします。

13節委託料は、生徒、教職員の健康診断、学校業務員2名、スクールバス運行及び学校警備に要したものでございます。

14節使用料及び賃借料は、大和中学校スクールバス転回場に係ります土地借り上げ料、中総体や駅伝大会等学校行事等における車借り上げ料、テレビ聴取料、清掃用具借り上げ料でございます。

18節備品購入費は、職員室用パソコン購入、学校管理用備品等を購入したものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、学校管理下における生徒の傷害共済負担金及び各種団体等への負担金、中総体東北大会、全国大会参加等への補助金でございます。

次に、2目教育振興費は、中学校における教材備品の整備、学校・地域共学推進事業、就学援助費、魅力ある図書館づくり、外国語指導助手配置事業に要した費用でございます。

7節賃金は、学習支援員、学校図書支援員に対する賃金でございます。

11節需用費は、学校行事用品、教材等の消耗品でございます。

12節役務費の通信運搬費は、電話代でございます。

13節委託料は、外国語指導助手3名の業務委託に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料は、「たいわっ子」芸術文化推進事業によりますこども狂言会鑑賞のためのバス借り上げ料でございます。

18節備品購入費は、学校教材備品の整備及び魅力ある図書館づくり整備事業としての学校図書の整備に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金は、学校・地域共学推進事業として中学校2校への交付金でございます。

20節扶助費は、要保護8名、準要保護58名及び特別支援教育就学生徒18名に対する学用品、給食費等の援助を行ったものでございます。

173ページ、174ページをお願いいたします。

次に、3目施設整備費は、施設の整備の修繕等、施設設備の保守点検などに要した費用でございます。

11節需用費は、消耗品としての学校用消化器、碎石等及び校舎等の修繕料でございます。

12節役務費は、支出がございませんでした。

13節委託料は、学校各種設備の保守点検について委託したものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、AEDの借り上げ料でございます。

15節工事請負費は、大和中学校つり下げバスケットゴール耐震補強工事、大和中学校屋内運動場トイレ改修工事等を実施したものでございます。

4目中学校建設費は、宮床中学校校庭拡張事業及び南校舎大規模改修工事に要した費用でございます。

11節需用費は、校庭拡張事業の用地売買契約書の印紙代でございます。

12節役務費は、校庭拡張事業の用地不動産鑑定手数料及び事業用地分筆登記業務の手数料でございます。

13節委託料は、校庭造成計画調査設計業務及び屋外体育施設等設計業務の委託料でございます。繰越明許費は、南校舎大規模改修工事施工管理業務委託料分でございます。

15節工事請負費は、校庭拡張事業の県道取り付け工事の前払金、南校舎大規模改修工事の前払金でございます。繰越明許費は、両工事の残金分でございます。

17節公有財産購入費は、校庭拡張事業の事業用地土地購入費でございます。

22節補償補填及び賠償金は、校庭拡張事業用地に係ります補償金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 (村田良昭君)

それでは、4項社会教育費1目社会教育総務費につきまして説明させていただきます。

成果に関する説明書につきましては、98ページから102ページをご参照願います。

主な生涯学習事業といたしましては、まほろば大学を中心に各種教室や協働教育の推進によります学校・家庭・地域支援、青少年を対象とした自然体験授業やジュニアリーダーの育成等を行っております。

1節報酬につきましては、社会教育委員会における委員13名分の報酬でございます。

次に、175ページをお願いいたします。

8節報償費につきましては、生涯学習のまちづくり推進事業といたしましてまほろ

ば大学を開催しておりますが、閉講式での文化講演会並びに各種教室での講師謝金でございます。

9節旅費につきましては、社会教育委員、家庭教育サポートチーム員の費用弁償でございます。また、志まなび塾の事前研修及び自然体験授業等の職員等の旅費でございます。

11節需用費につきましては、家庭、青少年、成人教育等の各種事業に要したものと、公用車のガソリン代及び各種事業のお茶代です。また、共同教育カレンダーと年2回発行の共同教育ニュースの印刷代であります。

12節役務費については、各種事業の郵送料でございます。広告料につきましては、月刊誌「短歌」に原阿佐緒賞の作品募集を2回上げているものでございます。また、研修会時の駐車場代、建物等の火災保険料及び公用車の保険料と親子ふれあいキャンプ子育てサポーターの傷害保険料であります。

13節につきましては、宮床歴史の村、原阿佐緒記念館等の社会教育施設管理業務委託料でございます。

次に、177ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、民族談話室敷地借り上げ料や、幼児教室会場借り上げ料でございます。また、青少年教育での親子ふれあいキャンプ等のバス借り上げ料と有料道路通行料でございます。

15節工事請負費につきましては、旧宮床伊達家カヤぶき屋根及び西側の塀の修繕工事でございます。

18節備品購入費につきましては、紙芝居や大型絵本のスタンド及び舞台を購入したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川郡社会教育委員連絡協議会負担金、黒川地域行政事務組合負担金、健やかな子どもをはぐくむ大和町民会議や町PTA連合会への補助金でございます。

続きまして、2目公民館費でございます。

説明書につきましては、103ページから106ページをご参照願います。

主な事業といたしまして、公民館分館長会、青少年教育として成人式や成人教育としての各種講座、高齢者を対象としたお達者倶楽部、そして町民文化祭や図書室の運営を行っております。

1節報酬につきましては、公民館分館長41名分の報酬と嘱託公民館長の報酬でございます。

7節賃金につきましては、図書室のパート職員4名分の賃金でございます。

8節報償費につきましては、まほろば大学等の各種教室、各種講座の講師謝金で、賞賜金については成人式の記念写真代等でございます。

次に、179ページをお願いいたします。

9節旅費につきましては、分館長の費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、図書購入費や成人式や町民文化祭等の各種事業での消耗品代、公用車のガソリン代、町民文化祭、成人式協力者の昼食代、成人式の冊子や町民文化祭のポスター印刷代でございます。

12節役務費につきましては、各種教室や講座の郵送料、電話料金、公用車の損害保険料でございます。

13節委託料につきましては、町民文化祭での照明操作委託に要したものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、図書システム借り上げ料、お達者倶楽部の移動研修に伴うバス借り上げ料、また研修会時の駐車料金でございます。

18節備品購入費につきましては、講習会で使用するハンズフリー拡声器を購入したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県公民館連絡協議会、郡公民館連絡協議会等への負担金、そして町の青年団、婦人会連絡協議会、文化協会への補助金でございます。

続きまして、3目文化財保護費でございます。

説明書につきましては、106ページをご参照願います。

主に文化財保護委員会や郷土史講座設、文化財めぐり、開発に伴います文化財の調査を行っております。

1節報酬につきましては、文化財保護委員5名の報酬でございます。

7節賃金につきましては、発掘調査時の作業のための作業員賃金と嘱託職員の賃金でございます。

8節報償費については、郷土史講座の講師謝礼でございます。

9節旅費につきましては、文化財保護委員の費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、遮光用カーテン及び一般業務に伴います消耗品と信楽寺跡地の電料、水道料金です。また、説明板の修繕料でございます。

次に、181ページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、携帯電話料、郵送料及び信楽寺の水道開栓手数料でござ

ざいます。

13節委託料につきましては、旧嘉太神分校に収蔵しておりました資料を移設したときの業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、文化財調査のための重機借り上げ料と文化財めぐりのバス借り上げ料及びその際の有料道路通行料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、全国民俗芸能保存市町村連盟への負担金、それから町内文化財保護団体7団体に対します補助金でございます。

4目まほろばホール管理費でございます。

説明書につきましては、107ページから111ページをご参照願います。

主に、まほろばホール運営委員会や文化振興協会によります実施事業といたしまして、映画「殿、利息でござる！」特別上映会を皮切りに、夢ステージ、宝くじ、町の音楽祭や宮城芸術協会との共催で実施しました宮城ミュージックフェスタ2016 in たいわを初めとした例年より多くの事業を実施いたしました。また、ギャラリーでの展示や少年少女合唱団の育成を行っております。

1節報酬につきましては、まほろば運営委員の報酬でございます。

7節賃金につきましては、まほろばホール窓口業務の事務員2名の賃金でございます。

9節につきましては、まほろば運営委員の費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、施設管理及び各種消耗品、冷暖房の燃料、電気、水道の光熱費が大半でございますが、そのほか、照明器具交換を初め、施設小破修繕の費用でございます。

12節役務費につきましては、輸送料、電話料金、火災保険等でございます。

次に、183ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、舞台設備操作や総合管理等の業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、AED借り上げ料や電話システムリース料金等でございます。

15節工事請負費につきましては、中央監視システム更新、トイレの洋式への交換工事等でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、全国公立施設文化協会等の負担金と、大和町文化振興協会運営費としての補助金でございます。

27節公課費につきましては、公用車の重量税でございます。

よろしく願います。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 （小川 晃君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費は、吉田、鶴巣、落合の教育ふれあいセンターの管理運営に要したものでございます。

成果に関する説明書111ページをあわせてごらんいただきます。

7節賃金は、体育館巡視員の賃金でございます。

11節需用費は、消耗品としてグラウンド用の砂等、燃料費、光熱水費及び修繕料でございます。

12節役務費は、水質検査手数料、火災保険料及び損害保険料でございます。

13節委託料は、業務員委託3名、警備委託、施設維持管理における管理委託を行ったものでございます。

14節使用料及び賃借料は、AED借り上げ料、テレビ聴取料、清掃用具借り上げ料でございます。

185ページ、186ページをお願いいたします。

15節工事請負費は、鶴巣教育ふれあいセンター体育館床修繕工事、各教育ふれあいセンターのトイレ改修工事を実施したものでございます。

18節備品購入費は、エンジン動力動噴機を購入したものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、黒川地区防火管理協議会への負担金でございます。

次に、6目森の学び舎活動費は、森の学び舎の管理運営に要したものでございます。

11節需用費は、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料でございます。

12節役務費は、通信運搬費としての電話料、酌み取り手数料、火災保険料でございます。

13節委託料は、施設の清掃等の管理委託に要したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 （村田良昭君）

済みません、先ほど説明した181ページなんですけれども、3目の文化財保護費の18節の備品購入費につきまして、こちらで抜けてしまいまして、備品購入費につきましては発電機を購入したものでございます。

185ページに戻っていただきたいと思います。

引き続き、5項保健体育費1目保健体育総務費でございます。

説明書につきましては、111ページから114ページを参照願います。

ここで、主にスポーツ推進員やスポーツ奨励金の交付、初めて実施しましたスポーツフェア等でございます。

1節報酬につきましては、スポーツ推進員15名分の報酬及びスポーツ推進委員5名の報酬でございます。

7節賃金につきましては、武道館周辺の樹木選定を行ったものでございます。

8節報償費につきましては、大和町スポーツ支援奨励金等でございます。

9節旅費につきましては、スポーツ推進員、スポーツ推進審議会委員の費用弁償でございます。また、特別旅費につきましては、スポーツ推進委員東北大会が青森で行われた際の随行者、職員の旅費でございます。

次に、187ページをお願いいたします。

11節需用費につきましては、一般業務に伴います消耗品等でございます。食糧費はヘルシー大会参加者の昼食代で、修繕料については公用車車検時の修理費でございます。

12節役務費につきましては、各種事業の郵送料、体育施設火災保険、町有自動車等損害保険料等でございます。

13節委託料につきましては、ミズノスポーツサービスに対する指定管理者委託料及び第1回スポーツフェアの委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、ヘルシー大会車借り上げ料でございます。また、スポーツ推進員東北大会の有料道路通行料でございます。

15節工事請負費につきましては、総合体育館サブアリーナ屋根塗装、エアコン更新工事及びダイナヒルズテニスコート防風ネット張りかえ工事であります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県スポーツ推進協議会の負担金及び町の体育協会とスポーツ少年団への補助金でございます。

27節公課費につきましては、公用車の重量税でございます。

続きまして、2目広場管理費でございます。広場管理費につきましては、5カ所のレクリエーション広場についての管理委託などをお願いしているものでございます。

11需用費につきましては、砂代、電気料、水道代及びトイレ等の小破修繕でございます。

12節役務費につきましては、水道開栓のときの料金でございます。

13節委託料につきましては、各広場の維持管理を各地区に委託しているものでございます。

次に、189ページをお願いいたします。

3目自転車競技場管理費でございます。自転車競技場は、宮城県スポーツ振興財団より管理運営の委託を受けまして、施設の維持管理に努めているところでございます。

13節委託料につきましては、ミズノスポーツサービス株式会社に維持等のため委託しているものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

次に、4目学校給食センター費は、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要した費用でございます。平成28年度は、給食実施日数は198日、給食数は46万4,501食でございました。

説明書115ページをあわせてご参照をお願いいたします。

1節報酬は、学校給食運営審議会の開催における委員の報酬でございます。

7節賃金は、業務員の賃金、除雪作業賃金でございます。

9節旅費は、学校給食運営審議会の開催における委員の費用弁償でございます。

11節需用費は、給食センター施設の運営に要した消耗品費、燃料費、光熱水費、施設設備の修繕料、給食の賄い材料購入費でございます。

12節役務費は、通信運搬費として電話料、切手代、手数料として給食センター職員の検便検査、給食費振替等の手数料、厨房機器保守点検手数料、火災保険料、公用車損害保険料、自賠責保険料でございます。

13節委託料は、学校給食調理業務委託料及び給食センターの施設備品管理委託料でございます。

191ページ、192ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料は、高圧食器洗浄機、牛乳保冷库等の借り上げ料、テレビ聴

取料、清掃用具借り上げ料でございます。

15節工事請負費は、受水槽交換工事、トイレ改修工事等を実施したものでございます。

18節備品購入費は、保冷食缶、配膳台等を購入したものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、学校栄養士会及び学校給食共同調理場連絡協議会等の負担金でございます。

27節公課費は、公用車重量税でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課文屋隆義君。

産業振興課長 （文屋隆義君）

続きまして、10款1項1目災害復旧費。

農業用施設災害復旧費につきましては、平成28年8月16日から9月8日までの暴風雨及び豪雨の農業用施設災害復旧に係るものでございます。

成果に関する説明書は116ページをご参照願います。

15節工事請負費は、農道高山線災害復旧工事の前金払いでございます。

19節負担金補助及び交付金は、農業用施設等小災害復旧事業24カ所の補助金でございます。

以上であります。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

続きまして、2項1目道路橋りょう災害復旧費でございます。

説明書につきましては116ページになります。

平成27年3月9日から13日にかけての豪雨によります道路災害復旧費でございます。

15節工事請負費につきましては、繰り越しであります町道小鶴沢線の道路災害復旧工事に要した費用であります。

193、194ページをお願いします。

同じく2項2目河川災害復旧費でございます。同じく27年3月9日から13日にかけての豪雨によります河川災害復旧工事に要した費用でございます。

15節工事請負費につきましては、準用河川山田川の復旧に要した費用でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

産業振興課文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

続きまして、10款3項1目農林施設災害復旧費につきましては、平成27年9月11日に発生しました台風18号豪雨により被災しました農業用施設の災害復旧に係るものでございます。

11節需用費は、農道の修繕に要した経費でございます。

15節工事請負費は、林道と水路の災害復旧工事及び繰越明許費による水路災害復旧工事に要した経費でございます。

16節原材料費は、農道等の補修用の砕石購入に要した経費でございます。

19節負担金補助及び交付金は、県営災害復旧事業負担金及び繰越明許費は、農林業施設等小災害復旧事業114カ所の補助金でございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

同じく3項2目公共土木施設災害復旧費であります。平成27年9月9日から11日にかけての豪雨により被災しました町道、河川並びに都市施設の災害復旧に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、町道8路線、河川1河川における応急復旧業務で、支障木の撤去、のり面の整形、土砂の撤去、路面の補修等に要した費用でございます。

15節工事請負費につきましては、成果の説明書116ページ中段から117ページ上段まで記載しております。繰越事業で道路補助及び単独、河川単独、都市施設補助の災害復旧工事、現年度分として道路補助及び単独、河川補助災害復旧工事に要した費用で

あります。

よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

続きまして、3目教育施設災害復旧費につきましては、平成27年9月11日に発生しました台風18号豪雨災害により被災しました学校教育施設について復旧を図ったものでございます。

15節工事請負費につきましては、落合小学校のり面災害復旧工事及び鶴巣小学校のり面災害復旧工事に要した費用でございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

それでは、決算書の195ページをお願いいたします。説明書につきましては118ページでございます。

11款公債費1項公債費1目元金でございます。借り入れ先10機関への償還。

次に、2目利子につきましては、借り入れ先8機関への支払いに要した経費でございます。

なお、平成28年度末の借入残高につきましては、説明書の右側、実績等欄の中段に記載してございますけれども、60億3,223万2,000円となっております。

12款予備費につきましては、備考欄に記載しております科目に対しまして準用した上で対応しております。3件がございました。

197ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が119億9,484万9,000円、歳出総額が113億1,243万9,000円、歳入歳出差引額は6億8,241万円です。翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、繰越事業に要します一般財源等ございまして、繰越明許費繰越額の1億5,146万7,000円を差し引

きました実質収支額は、5億3,094万3,000円となるものでございます。このうち、地方自治法の規定に基づき、2分の1以上の額といたしまして2億7,000万円を基金へ繰り入れるものでございます。実質収支額から基金繰入額を差し引きました2億6,094万3,000円が純繰越金となるものでございます。

一般会計につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

本日はこれで説明を終わりにしたいと思います。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

再開はあしたの午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後3時46分 延 会